

宮前区地域防災計画



宮 前 区
令和7年3月

目 次

第1章 総則

1 基本方針	7
(1) 宮前区地域防災計画の目的	7
(2) 川崎市地域防災計画との関係	7
(3) 区民及び事業者の基本的責務	7
(4) 男女共同参画の視点への配慮	8
(5) 被害の想定	8
2 宮前区の概要	10
(1) 自然的条件	10
(2) 社会的条件	10
(3) 気象の概況	11

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制	12
(1) 宮前区地域防災連絡会議	12
(2) 区役所	14
(3) 防災関係機関	15
(4) 自主防災組織	15
(5) その他の組織の活用	15
2 備蓄について	16
(1) 交付対象者	16
(2) 備蓄品目	16
(3) 備蓄倉庫について	17
(4) 企業・事業者における備蓄	17
(5) 帰宅困難者用備蓄	17
(6) 児童生徒用備蓄	17
3 避難施設	18
(1) 広域避難場所	19
(2) 一時避難場所（いっときひなんばしょ）	19
(3) 避難所	19
(4) 避難所補完施設	19
(5) 避難所のネットワーク	19
(6) 施設の整備	20
(7) 災害時の情報伝達手段	20
(8) 避難所運営会議	21
(9) 避難路の確認	21
(10) 在宅での避難の考え方の啓発等	21
4 緊急輸送体制	21
(1) 緊急交通路の周知	22
(2) 緊急輸送道路の周知	22
(3) 緊急通行車両等の把握と手続き	22
5 災害に強い地域づくり	22

(1) 防災知識等の普及・啓発	22
(2) 自主防災組織等の育成	23
(3) 防災推進員の養成	25
(4) 防災訓練の実施	25
(5) 地区防災計画の提案等	26
(6) 家庭における予防対策	26
(7) 企業・事業所における予防対策	27
(8) 市民救命士等の育成	27
6 災害に強いまちづくり	28
(1) 区役所等公共建築物の安全対策	28
(2) 建築物の耐震化の促進	28
(3) 倒壊・落下物防止等	29
(4) 河川災害の防止等	29
(5) 崖崩れの防止等	29
(6) 上下水道施設の安全対策	31
(7) 道路・橋りょう施設の安全対策	31
(8) 空家等対策	31
7 災害時要配慮者の支援	31
(1) 災害時要援護者避難支援体制の確立	32
(2) 自助・共助の推進	32
(3) 災害時要援護者避難支援制度	32
(4) 災害時要援護者と近隣住民とのコミュニティの形成	32
(5) 災害時要配慮者利用施設等の対策	32
(6) 災害時要配慮者の避難後の対策	33
8 帰宅困難者対策	33
(1) 帰宅困難者対策の基本方針	33
(2) 帰宅困難者等の避難誘導と帰宅支援	33
(3) 商店会等による支援	34
第3章 初動対策計画	
1 初動体制の確立	35
2 区本部の設置	36
(1) 災害対策本部の構成	36
(2) 震災対策時の区本部配備体制	36
(3) 風水害対策時の区本部配備体制	38
(4) 区役所の閉鎖などの市民サービスの停止等	39
(5) 区本部の運営及び所掌事務	39
(6) 区本部による応援要請	41
3 災害情報の収集・伝達及び広報	41
(1) 情報の収集	41
(2) 情報の伝達	41
(3) 広報・広聴	42
4 地域における救助・救護等（区民の初期行動）	43

(1) 消火活動.....	43
(2) 救助活動.....	43
(3) 応急手当.....	43
(4) 通報.....	43
第4章 災害応急対策計画	
1 避難対策.....	44
(1) 避難行動の種類.....	44
(2) 風水害時の避難における注意事項.....	44
(3) 避難情報.....	44
(4) 警戒区域の設定.....	45
(5) 緊急避難場所・避難所の開設.....	45
(6) 避難誘導.....	46
(7) 避難所の運営（避難所運営本部）.....	46
(8) 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等.....	48
(9) 避難所の閉鎖.....	48
2 帰宅困難者対策.....	48
(1) 区本部の支援.....	48
(2) 駅前滞留者対策.....	48
(3) 協定による各種団体の支援.....	48
3 医療救護・福祉対応.....	49
(1) 医療救護所.....	49
(2) 市内病院の役割.....	49
(3) 診療所の役割.....	50
(4) 災害時の福祉対応.....	51
4 物資の供給.....	51
(1) 給水.....	51
(2) 食料・生活必需品.....	51
(3) 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送.....	53
5 遺体の取扱い.....	53
(1) 遺体の収容.....	53
(2) 衛生対策.....	54
(3) 資器材の調達.....	54
(4) 遺体の検視・調査等.....	54
(5) 遺体の検案.....	54
(6) 遺体の処理.....	54
6 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定.....	54
(1) 応急危険度判定.....	55
(2) 被災宅地危険度判定.....	55
7 防疫・保健衛生.....	55
(1) 防疫対策.....	55
(2) 環境・食品衛生対策等.....	55
(3) 保健衛生対策.....	56

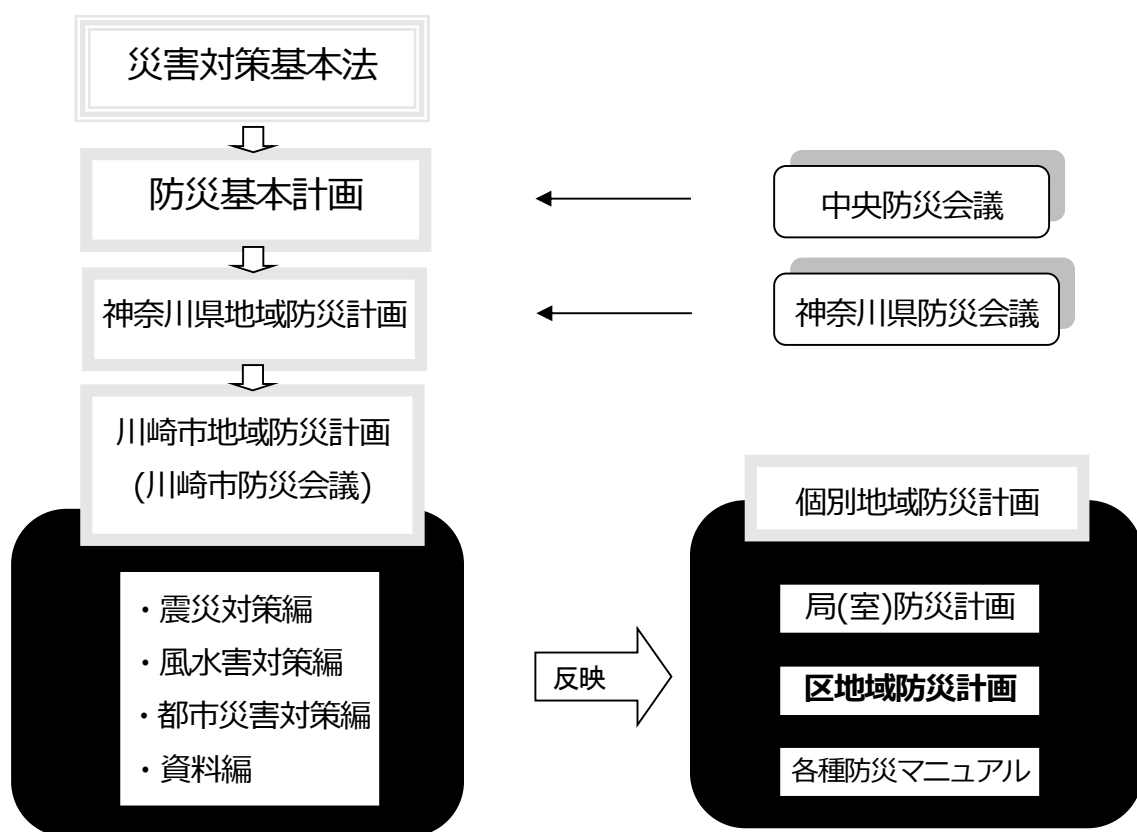
8	ごみ・し尿処理.....	56
(1)	ごみ処理.....	56
(2)	し尿処理.....	56
(3)	災害用トイレ.....	57
9	消防対策.....	57
(1)	警防体制.....	57
(2)	警防活動.....	57
(3)	救急活動.....	57
(4)	ヘリコプターの活用.....	57
10	警備活動.....	57
(1)	警備体制.....	58
(2)	災害応急対策.....	58
11	ライフライン・鉄道.....	58
(1)	電気（東京電力パワーグリッド株式会社）.....	58
(2)	ガス（東京ガス株式会社）.....	58
(3)	上水道（川崎市上下水道局）.....	58
(4)	下水道（川崎市上下水道局）.....	58
(5)	電話（東日本電信電話株式会社）.....	59
(6)	災害用伝言板サービス.....	59
(7)	鉄道（東急電鉄株式会社）.....	59
(8)	路線バス（市営バス、東急バス株式会社）.....	59
(9)	高速道路（中日本高速道路株式会社）.....	59
12	公共施設等.....	59
(1)	学校.....	59
(2)	市の管理施設.....	60
(3)	大規模集客施設.....	60
(4)	緊急輸送道路.....	60
(5)	生活道路.....	60
13	防災関係機関の活動拠点.....	60
(1)	警察の活動拠点.....	60
(2)	自衛隊の活動拠点.....	60
(3)	消防機関の活動拠点.....	60
(4)	応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点.....	61
(5)	重症者等の後方搬送拠点.....	61
(6)	水道事業者の活動拠点.....	61
(7)	ライフライン事業者の活動拠点.....	61
(8)	他都県市等からの応援の活動拠点.....	61
14	災害ボランティア.....	62
(1)	ボランティアへの支援体制.....	62
(2)	連絡調整会議の開催.....	62

第5章 区民生活の安定

1	被災者の生活支援.....	63
---	---------------	----

（１）相談窓口	63
（２）罹災証明	63
（３）弔慰金等の支給と資金の貸付	63
（４）市税の減免	63
（５）国民健康保険料等の減免	63
（６）後期高齢者医療保険料等の減免	63
（７）介護保険料等の減免	64
（８）保育料の減免	64
（９）国民年金保険料の減免	64
２ 被災者の住宅確保	64
第６章 南海トラフ地震に関連する対策計画	
１ 南海トラフ地震に係る対応について	65
２ 南海トラフ地震に関連する情報	65
３ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	65
（１）南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	65
（２）広報	66
（３）区による事前対応	66
（４）区民・事業所等の対応	66
４ 事前対策の推進	67

●地域防災計画体系



●宮前区地域防災計画の主な改訂経緯

平成24年 9月 地震被害想定見直し（第1期修正）等の市計画修正に伴う改訂

平成25年12月 地震被害想定見直し（第2期修正）等の市計画修正に伴う改訂

平成27年 3月 市計画時点修正、地域防災連絡会議進捗に伴う改訂

平成30年 3月 市計画時点修正、地域防災連絡会議進捗に伴う改訂

令和 3年 3月 区本部体制変更、東日本台風被害等の市計画修正に伴う改訂

令和 5年 3月 災害対策基本法の一部改正等、市計画修正（資料編含）に伴う改訂

令和 7年 3月 市計画修正に伴う改訂

第1章 総則

1 基本方針

震災や風水害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つです。また、行政が行う「公助」とともに区民一人ひとりが、自らの身を守る「自助」という自覚を持って、平常時から災害に備えるとともに、災害時には、自発的に地域での災害応急活動へ参加するなど、互いに助け合う「共助」がきわめて大切です。

宮前区では区民・事業者・行政の協働により「自助」・「共助」・「公助」の理念に基づいた防災体制を構築し、地域における防災力の向上を図ります。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個 人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助 (地 域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

(1) 宮前区地域防災計画の目的

「宮前区地域防災計画」(以下「本計画」という。)は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的に実施することにより、区民一人ひとりの防災意識の向上や安全で安心な地域生活環境の確保を図り、もって地域社会全体の防災力の向上を図ることを目的とします。

本計画の策定にあたっては、計画の目的を達成するために必要となる災害時等における区民及び区役所等の責務を明確にし、区の実情や地域特性を踏まえて策定し、区民にわかりやすく提示します。また、毎年検討を加え、必要な修正を行います。

なお、本計画は震災及び風水害対策を主な内容としていますが、他の災害等においてもこれを準用することとします。

(2) 川崎市地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法(以下「法」という。)第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地域防災に関する計画「川崎市地域防災計画(以下「市計画」という。)」の個別防災計画であり、市計画及び関係法令等との整合性及び関連性を有するものとします。

(3) 区民及び事業者の基本的責務

ア 区民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、区民は地震及び地震防災並びに風水害等に関する知識の習得に努め、過去の災害から得られた教訓を伝承し、相互に協力するとともに、市や区が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められます。

平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において最低3日以上(できれば7日以上)の飲料水・食料や災害用トイレ、非常用品等の備蓄をするように努めます。

また、行政や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、地震が発生した場合には、出火の防止

や初期消火その他必要な応急処置をとれるよう備え、発災時は的確に実行します。

イ 事業者の基本的責務

事業者は震災の防止について常に配慮するとともに、市や区が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制の確立に努め、発災時、行政機関との連携を図り、的確に対策を実行します。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、そのために必要な備蓄に努めるとともに、地域住民と協力し周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

(4) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっています。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、区では、本計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高める取組など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

(5) 被害の想定

本市では、これまで昭和63年、平成9年、平成22年及び平成25年に地震被害想定調査を行い、調査報告書を公表してきました。平成25年調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、平成22年調査の「川崎市直下の地震」を再調査しました。

こうした調査結果から、現在、本市に最大の被害をもたらす地震としては「川崎市直下の地震」とされることから、本計画策定においても想定地震とします。

地震規模：マグニチュード (M) 7.3 宮前区最多震度：6強 発生日時：冬の18時

【建物被害】

	揺れ		急傾斜地崩壊		液状化		合 計	
	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)
区	1,768	6,153	43	101	0	2	1,811	6,256
市合計	21,566	48,089	266	621	497	1,088	22,329	49,798

【地震火災】

	出 火	延 焼
	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
区	38	1,663
市合計	243	16,395

【り災世帯】

り災世帯			
全壊世帯 (世帯)	半壊世帯 (世帯)	焼失世帯 (世帯)	合 計 (世帯)
4,670	16,124	4,500	25,294
57,456	126,733	44,868	229,057

【人的被害】

	建物倒壊				急傾斜地崩壊		屋外落下物	
	死者 (人)	入院者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
			重傷	軽傷				
区	32	45	94	937	2	32	0	5
市合計	521	517	1,164	8,777	11	210	1	81
	家具転倒		ブロック塀		火 災		合 計	
	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
区	2	29	3	106	25	415	64	1,618
市合計	17	227	20	685	249	4,678	819	15,822

【ライフライン】

	上水道		下水道		
	被害数 (箇所)	断水世帯 (1～3日後) (世帯)	被害延長 (k m)	機能支障世帯 (直後) (世帯)	
区	64	53, 580	3	7, 568	
市合計	391	351, 337	29	276, 022	
	通信・電力			都市ガス	L Pガス
	電柱被害 (本)	不通 (回線)	停電件数 (直後) (世帯)	供給停止件数 (件)	ガスボンベ被害 (世帯)
区	—	—	56, 879	267, 972	203
市合計	3, 994	118, 069	399, 050	～ 546, 882	955

【生活支障等】

	避難者（避難所）			災害用トイレ	震災廃棄物		
	1～3日後 （人）	10日後 （人）	28日後 （人）	必要個数 （1～3日後） （個）	がれき発生量		
					可燃物 （千トン）	不燃物 （千トン）	合計 （千トン）
区	50,719	43,133	16,577	845	41	162	203
市合計	361,077	266,632	162,472	6,018	576	2,305	2,881
	自力脱出 困難者	エレベータ停止		直接経済被害			
	（人）	停止台数（基）	閉じ込め台数（基）	建物被害による 被害（億円）	合計 （億円）		
区	30	841	1	2,166	—		
市合計	396	7,352	6	32,041	40,336		

【その他】

	道路橋	鉄道	医療機能	駅前滞留者 (人)					
	大規模損傷 (箇所)	1日後 不通路線 (路線数)	1～3日間 来院者数 (人)	区内 駅前 滞留者	川崎	武蔵 小杉	武蔵溝 ノ口	登戸	新百 合ヶ 丘
市合計	0	9	16,481	627	19,128	4,745	6,364	1,847	2,532

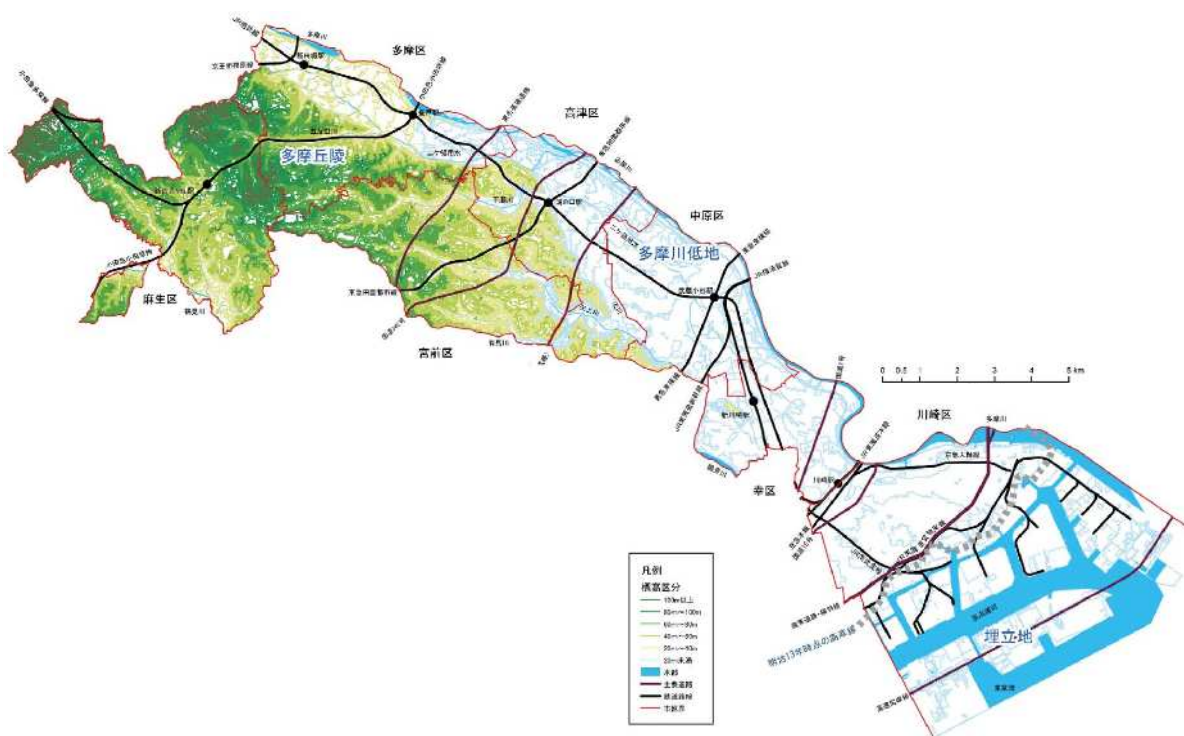
2 宮前区の概要

(1) 自然的条件

宮前区は、市の北西部に位置し、およそ東名高速道路を境にして、西側はなだらかな丘の続く多摩丘陵、東側は下末吉台地に区分ができます。有馬川や平瀬川沿いに谷底低地が分布し、更に樹枝状に谷底低地（谷戸）が台地や丘陵地の奥に分布しています。表土は関東ローム層（火山灰土）で、その下に粘性土丹層が分布し、地盤については起伏に富んでいます。自然堆積したローム土は安定しており比較的しっかりした地盤といわれています。国土地理院の25,000分の1地形図での最高点は、潮見台 91.1m、最低点は、上野川交差点付近で 14m となっています。丘陵地の自然地盤は堆積年代の古い安定した地層で形成されていますが、近年、宅地開発等が進み切土や盛土による大規模な造成が施されて、バランスの悪い地盤となっている場合があります。

区内を流れる河川として、多摩川水系の平瀬川（一級河川 区内流路延長 約 5.4km）は、水沢 3 丁目先に源を発し、初山 1 丁目で平瀬川支川（一級河川 区内流路延長 約 1.3 km）が合流し、その後、多摩川に流入します。鶴見川水系の有馬川（準用・普通河川 区内流路延長 約 4.1km）は、有馬 8 丁目先に源を発し高津区内で矢上川（普通・準用・一級河川 区内流路延長 約 4.8 km）に流入しています。その後、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入しています。

周縁部には、生田緑地や東高根森林公園、菅生緑地などのまとまった緑地があり、各所に野菜や果実を栽培する農地も残っています。



(2) 社会的条件

人口は、23 万人余、7 区中 3 番目の人口であり、本市人口の約 15%を占めています。世帯数約 10 万 7 千世帯は、7 区中 5 番目です（令和 7 年 2 月 1 日現在）。

また、年少人口割合は、7 区中最も高く、家族類型を見ると核家族世帯が多く、単独世帯が少ないことも特徴です。その一方で、公営住宅が市内で最も多く、高齢者の単身世帯が増えています（令和 2 年 10 月 1 日国勢調査）。

このように当区は居住型の地域であることから、発災が昼と夜、又は、平日と休日ではその様相が大きく異なると考えられます。

また、区域の 99 パーセント以上が市街化区域であり、その大部分が住居系の土地利用となっているほか、区内各駅周辺には大規模集客施設が少ないことも特徴のひとつです。

主要な幹線道路は、国道 246 号線及び市道尻手黒川線で、市内各所から東名高速道路や第三京浜道路などへアクセスする重要路線となっています。

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

	世帯数	人口総数	男	女
川崎市計	784,361	1,550,817	780,310	770,507
宮前区計	107,210	234,454	113,167	121,287
(区役所)	77,094	166,143	80,044	86,099
(出張所)	30,116	68,311	33,123	35,188

(3) 気象の概況

横浜地方気象台の観測データ（統計期間は 1991 年から 2020 年の平年値）によると、平均気温は 16.2℃、年間降水量は 1,730mm となっています。

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
気温 (℃)	6.1	6.7	9.7	14.5	18.8	21.8	25.6	27.0	23.7	18.5	13.4	8.7
降水量 (mm)	64.7	64.7	139.5	143.1	152.6	188.8	182.5	139.0	241.5	240.4	107.6	66.4
風速 (m/s)	3.6	3.7	3.9	3.9	3.6	3.2	3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.5
風向	北	北	北	北	北	南西	南西	南西	北	北	北	北
雪日数	4.9	7.0	3.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3

(表は気象庁HPから作成。データは 30 年間の平均。)

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

(1) 宮前区地域防災連絡会議

宮前区の防災力向上に向け、防災に関する必要な事項を検討し、情報の共有化を図るため、宮前区を管轄する公共公益機関及び関係団体等で構成する宮前区地域防災連絡会議を、平成24年9月に設置しました。

連絡会議にはそれぞれの課題に対して部会を設置し、協議、検討を進めています。

宮前区地域防災連絡会議設置要綱<資料1>

【避難所・地域支援部会】

1 地域防災の担い手を育てる取組みの推進

- 特に、平日の日中に災害が発生したとき、地域に残っている中学生は避難所や地域においてマンパワーとして期待されているところです。
- 区内中学校では、学校と地域が連携して、生徒に防災訓練に積極的に参加してもらう取組を行っています。

災害時における中学校の役割（期待されること・できること）について、学校と地域が一緒になって考える必要があります。

- 具体的には、
 - ア 地域の防災訓練が土曜日や日曜日に実施される場合には、クラブ活動等で学校に来ている生徒の参加を進めています。陸上部員や福祉委員会所属の生徒が災害用トイレの組立てや放水訓練等に参加し、一生懸命に取り組んでいます。
 - イ 市民救命士研修への参加。研修を受けた生徒の中には、地域の防災訓練の折に赤十字ボランティアとともに、心肺蘇生法の指導に当たっています。
 - ウ 小中連携事業として防災訓練を実施。小学校まで弟や妹を引き取る生徒がいます。訓練を通して様々な課題が挙げられました。
 - エ 総合的な学習の一環として、起震車体験、消火訓練を実施。また、学年ごとに防災に関する職場体験や防災講話を通じて防災教育を推進しています。

2 町内会・自治会の枠を超えた地域連携としての防災訓練の推進

- 東日本大震災では、被災していない地域が被災地域を援助しています。
- 宮前区においても、町内会・自治会の枠を超えて、防災訓練などを実施することで、日頃から交流を持つことが必要です。すでにいくつかの町内会・自治会等が合同で防災訓練などを実施している地域もあります。
- 今後、町内会・自治会で防災訓練を計画する際には、近隣の町内会・自治会との合同訓練や、中学校区ネットワークを生かした避難所開設訓練の実施も検討してください。区役所、消防署も地域合同開催を推奨しています。

3 保育所等と近隣避難所、地域との連携づくり

- 保育園では、災害の発生に備えて「災害対応マニュアル」を作成、また、食料・飲料水の備蓄を進めています。
- しかしながら、保育園にとどまることができない状況も想定されることから、近隣の町内会・自治会（自主防災組織）や避難所との連携が必要です。

- 平常時から保育園と地域の連携を深めるために、地域の防災訓練や避難所運営会議・開設訓練等への積極的な参加も必要です。

4 避難所におけるペットの同行避難等について

- 環境省は、平成 25 年 6 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を発行して、ペットとの同行避難や災害時の動物救護対策等について地方自治体に体制整備を促しています。
- 川崎市では平成 23 年 8 月に社団法人（現公益社団法人）川崎市獣医師会と「災害時の動物救援活動に関する協定」を、平成 25 年 9 月に公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会と「災害時における動物救援活動の協働実施に関する協定」を締結し、大規模災害が発生した場合に川崎市が行う動物救援活動に支援、協力を得ることになりました。
- 平成 27 年 3 月には避難所におけるペットとの同行避難ガイドラインとなる「備えていますか？ペットの災害対策」を作成しました。また、風水害時等に開設する緊急避難場所においては同行避難（ペットをケージ等に入れること）を条件として、原則としてペットを受け入れます。さらに、窓口等で「ペットの飼い主のための防災手帳」を配布しています。
- 今後、各避難所運営会議等におきまして、災害時におけるペットの扱いなどについて取組みを進めていくことも必要です。

5 簡易型避難所案内標識の設置

- 居住地域の指定避難所を広く周知するために、区では、町内会・自治会掲示板や人目に付きやすい場所に蓄光式プレートやシールタイプの簡易型避難所案内標識を設置し、広く地域住民に指定避難所を周知する取組を進めています。

6 災害用簡易エアマットの備蓄

- 避難所（区内の小中学校 25 か所）における災害用簡易エアマットの備蓄を進めています。

7 区総合防災訓練への参加協力

- 区総合防災訓練では避難所開設キットを用いた訓練への参加を通じ、避難所開設の理解促進と円滑な開設を各地域に広げていきます。

【災害時医療部会】

1 健康福祉局作成「川崎市災害時保健医療ガイドライン（令和 2 年 3 月）」に基づく取組

- 川崎市災害時保健医療ガイドラインに基づき、平時の災害体制整備や研修等を実施するなど発災時に備え取組を進めています。
- 加えて、非常用電源の適切な配置、最新の各様式の準備、情報連絡票の管理水準の向上、電話等の受信方法の再検討など災害時の体制整備の充実を図っています。

2 区災害時保健医療福祉活動訓練による対応力強化

- 災害時における対応力の充実強化を図るため、区医師会、歯科医師会、薬剤師会など区内関係団体と大規模災害発生を想定した活動訓練を行っています。

【道路・建設・ライフライン部会】

1 災害時の情報収集手段の整備

- 宮前郵便局との連携により、区内の被災状況の情報収集を図ります。そのために「被災状況伝達要領」を作成し、災害時に備えます。
- 「川崎市防災行政無線・ファクシミリ相互通信訓練実施要領」を作成し、関係機関による防災行政無線・ファクシミリ通信訓練を定期的実施します。

2 夜間・休日における緊急連絡体制の整備

- 「緊急連絡簿」を作成し、関係機関との夜間・休日における緊急連絡体制を整備しています。

3 災害時協力体制の整備

- 建設業宮前区会においては、災害発生時に緊急輸送道路を中心に道路、橋りょうの被災状況を点検し、道路公園センターに報告します。また、特設作業隊（建設業協会、造園建設業協同組合）においては、市本部または区本部の要請により応急処置を実施します。

【帰宅困難者等支援部会】

1 一時滞在施設の確保に向けた取組み

- 鉄道の運行停止により発生すると想定される、区内各駅の帰宅困難者の一時滞在施設の確保として、民間施設と施設利用に関する協定を締結しています。令和7年3月時点での帰宅困難者等の一時滞在施設は、宮前平駅の「メモリアルホールさくら会堂」、「テニスクール・ノア川崎宮前平校」、「宮前市民館」、鷺沼駅の「スポーツスパスリエ鷺沼」、宮崎台駅の「セレスモス宮前店」の5施設です。

2 各駅商店会の協力による支援協力店舗の確保

- 帰宅困難者等への支援店舗の確保を図るために、支援協力店舗である旨のシールを作成し、店頭に貼付してもらう取組みを進めています。

3 帰宅困難者、徒歩帰宅者の誘導標識の整備、各駅周辺マップの配備

- 駅前に滞留する帰宅困難者や徒歩帰宅者を安全に幹線道路に案内するための誘導標識を鷺沼駅・宮前平駅・宮崎台駅周辺に整備しました。また、各駅周辺マップの配備の取組を進めています。

4 「災害時帰宅困難者への支援について」の宮前区版マニュアルの作成と訓練

- 災害発生に備え、行政・関係機関・事業者等の役割などについて、マニュアルを作成し、一時滞在施設、鷺沼駅、災害対策本部（区役所）間で交信できる簡易無線を配備し、無線機通信訓練を定期的実施します。

【福祉避難所部会】

1 健康福祉局作成「川崎市災害福祉調整ガイドライン（令和4年7月）」に基づく取組

- 行政と各高齢者・障害者施設、町内会・自治会、民生・児童委員等の支援組織を含めた会議を実施し、情報の共有や施設の状況把握、意見交換を行い、災害発災後速やかに二次避難所を開設し、一次避難所での生活が困難な要援護者が二次避難所へ避難できるよう、連携強化を進めていきます。
- 区総合防災訓練や避難所運営会議等を通じて、一次避難所との連携を図り、課題を抽出し、要援護者の二次避難所への避難が速やかに実施できるよう取り組んでいきます。
- 災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-W e l f i s s）や防災無線機を使用した情報伝達訓練を行い、行政職員や施設職員の技術・経験の向上に取り組んでいきます。
- 要援護者避難支援制度登録者以外の安否確認の方法について検討していきます。

2 区災害時保健医療福祉活動訓練による対応力強化

- 災害時における対応力の充実強化を図るため、大規模災害発生を想定した活動訓練を行っていきます。

（2）区役所

区役所及び区職員は、一旦、災害が発生した際には、例えば法令に規定される行政事務であっても、市民の生命、財産等を守るために災害対応業務を優先して行う場合があります。このため、大規模

災害時における職員の果たすべき役割や災害危機対応の知識及び能力の習得を恒常的に努める体制を整備します。また、業務継続計画や災害対策マニュアルを策定し、災害時の行政機能の継続と早期復旧を図ります。

(3) 防災関係機関

区長は、防災関係機関等との連携強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。

防災関係機関の業務＜資料2＞

ア 県警察（宮前警察署）

災害の発生に伴い、発生地を管轄する警察署は署長を長とする警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市災害対策本部及び区本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。

イ 指定地方行政機関 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所及び京浜河川事務所、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、横浜地方気象台

ウ 自衛隊

エ 指定公共機関 日本郵便(株)、日本貨物鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、日本赤十字社等

オ 指定地方公共機関 東急電鉄(株)、東急バス(株)、(公社)神奈川県医師会等、(一社)神奈川県トラック協会等

カ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(一社)川崎建設業協会〈道路河川等応急対策、復旧用資機材・人材確保〉、セレサ川崎農業協同組合、(公社)神奈川県LPガス協会、金融機関、社会福祉施設管理者、(公社)川崎市医師会等

キ 住民組織 自主防災組織、町内会・自治会

(4) 自主防災組織

自主防災組織は、区民が自分たちの住むまちを自分たちで守るという信念と責任において結成され、日常から区民一人ひとりの意識の高揚と知識の向上を図り、地域の連携による迅速、的確な防災活動を行うことを目的に地域の実情にあった活動を行っています。

宮前区においては主に各町内会・自治会を単位として78団体の自主防災組織が各種活動を行っています。

宮前区自主防災組織一覧＜資料3＞

川崎市自主防災組織育成指導要綱＜資料4＞

(5) その他の組織の活用

ア 企業市民（企業の経営者とそこで働く人々）

区内に事業所等を置く企業自らが立地する地域の安全確保に努めることは、企業市民としての責務であり、平常時から事業所等の自衛消防組織等の育成に努めるほか、積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図ります。

イ 防災協力事業所

本市では、平成22年度から川崎市防災協力事業所登録制度を開始し、事業所も地域の一員として、平常時から地域活動を通じて、地域との交流を深めるとともに、災害が発生した直後、できる範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧のため、貢献していただ

く制度です。

平常時から事業所と地域が連携する体制づくりを進めることで、地域防災力の強化を推進します。また、登録事業所を市のホームページで公表しています。

川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】＜資料5＞



【市HP⇒「事業者」⇒「届出・手続き・各種情報」⇒「防災協力事業所登録制度」

⇒「川崎市防災協力事業所登録制度」⇒「川崎市防災協力事業所登録制度について」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000032167.html>

ウ 協定締結施設

災害時の一時的な避難施設として、地域住民等の入浴支援施設または避難を余儀なくされた場合の一時的な避難場所としての利用について「宮前平源泉湯けむりの庄」（宮前平2-13-3）と協定を締結しています。

区は、災害発生時に迅速かつ円滑な支援が受けられるよう所管する協定の連絡体制や資機材、実施体制の把握に努めるなど実効性の確保に向けた取組を推進します。

2 備蓄について

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から、各家庭において飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要がありますが、特に震災時は、家屋の倒壊や焼失等により、多数の避難者の発生が予想されます。そのため、本市では、自助・共助を基本としながらも、食料・飲料水、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄します。

（1）交付対象者

市で備蓄している物資の交付対象者は「震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」としています。

『川崎市備蓄計画（平成29年4月改訂）』では、宮前区における交付対象者は12,278人と想定されています。

（2）備蓄品目

家屋の全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約3日間において、必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品などを選定します。

種類	品目		
食料・飲料水	わかめ御飯 (アルファ化米)	白粥 (アルファ化米)	粉ミルク
	飲料水	エマージェンシー クッキー	
生活必需品	毛布	紙おむつ	生理用品

	哺乳瓶	トイレットペーパー	
資器材	シャベル	つるはし	掛矢（両口ハンマー）
	脚立	防水シート （ブルーシート）	ロープ
	トランジスタメガホン	発電機	投光器
	コードリール	折畳式リヤカー	斧
	炊事器具セット	鍋・釜	コンロ
	バール	ガソリン携行缶	非常用ガソリン缶詰
	バルーン型LED 投光器	消火ホースキット	エアマット
	車いす	テント	コット
その他	災害用トイレ	衛生用品	ラジオ

（３）備蓄倉庫について

本市では、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、迅速な物資供給を図るため、食料・飲料水、生活必需品、資器材及びトイレなどの公的備蓄物資を地域防災拠点（市立中学校）に備蓄することとしています。

しかしながら、東日本大震災では、地震や津波の影響により、道路の寸断や避難所間における物資の融通が行えなかったことなどにより、避難所間において、物資の品目や数量に差異が生じていました。

こうしたことから、市では、発災直後から必要な公的備蓄物資について、あらかじめ各避難所に備蓄することとし、地域防災拠点（市立中学校）だけでなく、各避難所（市立小学校等）についても、独立型備蓄倉庫を整備しています。

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「川崎市の防災計画」

⇒「地震に関する計画・対策」⇒「川崎市備蓄計画について」】

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-40-1-4-0-0-0-0-0.html>

（４）企業・事業者における備蓄

企業・事業者は、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、食料・飲料水や資器材を備蓄しておく必要があります。また、従業員についても、歩きやすい服や靴などを備えておくことが必要です。

（５）帰宅困難者用備蓄

大規模地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、帰宅困難者等が発生し、多くの滞留者による混乱が予想されます。宮崎台駅、宮前平駅、鷺沼駅の区内３駅を対象として７００人分の物資を帰宅困難者一時滞在施設に備蓄しています。

（６）児童生徒用備蓄

市立小学校及び特別支援学校では、市内震度５強以上の地震が発生した場合は、児童を保護者に引き渡すまで一時保護することとしており、市立中学校及び市立高等学校については、保護者と学校で、生徒１人ごとに一時保護するか、帰宅させるかを事前に取り決めています。

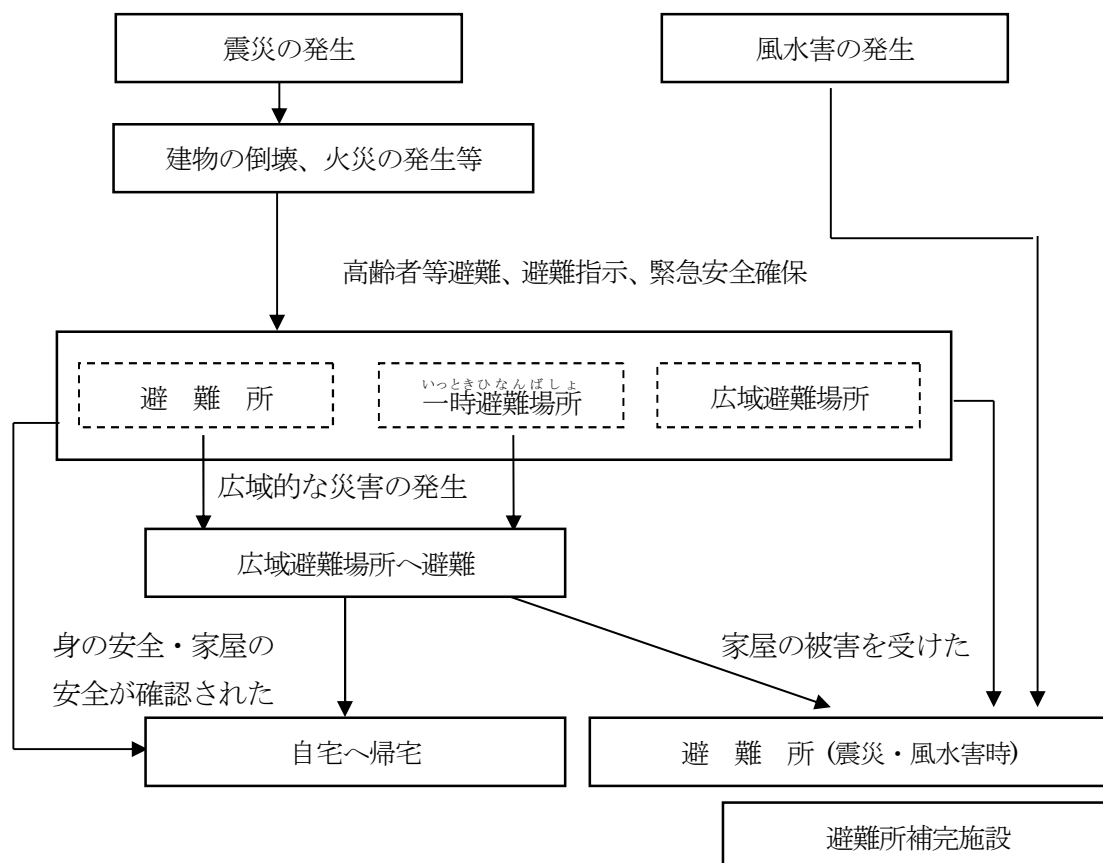
一時保護する場合には、物資が必要となるため、避難者用の公的備蓄とは別に、児童・生徒用の備蓄を行うこととし、各学校において、必要な食料や飲料水、非常用ランタン等の生活必需品の備

蓄を行います。

3 避難施設

災害が拡大し、区民の生命及び身体に危険が迫った場合において、区民の安全を確保するため、原則として小学校の通学区域を基本に関係局区と協議の上、周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で地域防災拠点（市立中学校）のほか、市立小学校をあらかじめ避難所として指定しています。緊急避難場所又は避難所に指定したときは、公示等を行い、広く市民に周知します。

また、広域的な災害が発生した場合の避難場所として、広域避難場所を指定しています。



- ※ **指定避難所**・・・災害対策基本法に基づき、災害によって自宅に住めなくなってしまった場合などに避難生活を送る場所として定めるものです。市内の市立小中学校から指定しています。
- ※ **指定緊急避難場所**・・・災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類ごと（洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象等）に定めるものです。市内の市立小中学校等や、広域避難場所の中から指定しています。
- ※ **緊急避難場所**・・・主に風水害時において避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣します。緊急避難場所の運営にあたっては、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら実施します。

(1) 広域避難場所

震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が発生した場合、区民が被害から逃れるため必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。

広域避難場所は、地震等による家屋の倒壊や火災など広域で大きな被害が予想されるときに避難する場所です。

【宮前区内広域避難場所一覧】

拠点施設名	所在地
県立東高根森林公園	神木本町2丁目
生田緑地	初山1丁目内

(2) 一時避難場所（いっときひなんばしょ）

地域住民が災害（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい等）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所です。地域特性に応じて公園や空地、市民防災農地なども利用することができます。また、県立川崎北高校も利用することができます。

市民防災農地とは、川崎市災害対策本部が設置される大地震災害が発生したときに、農地を市民の一時避難場所として使用したり、農地所有者の許可を得て仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用したりすることで、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものです。

(3) 避難所

あらかじめ指定している避難所（市立小・中学校）は、高齢者等避難・避難指示の対象となる者、震災及び風水害による被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者が避難する場所です。この避難所の役割は、一時受入、保護、生活機能の確保を目的としており、災害発生直後の緊急的な避難として活用されるだけでなく、危険が去った段階において、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設です。

なお、避難所は小学校区域を基本に町丁単位で指定されていますが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行います。

指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行います。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努めます。

指定避難所一覧<資料6>

指定緊急避難場所一覧<資料7>

(4) 避難所補完施設

住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設を確保し風水害時の補完施設として活用します。また、区長は震災時において、あらかじめ指定された避難所だけでは避難者の収容が困難と認めた場合において、安全性を確認した上で避難所補完施設の利用を図ります。

風水害時避難所補完施設一覧<資料8>

(5) 避難所のネットワーク

ア 地域防災拠点

市では、市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達

機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとしています。
【宮前区における地域防災拠点の一覧】

施 設 名	所 在 地	拠 点 内 避 難 所
宮崎中学校	宮崎１０７	宮崎小学校 梶ヶ谷小学校（高津区）西梶ヶ谷小学校（高津区）
野川中学校	西野川２－２－１	野川小学校 宮崎小学校 西野川小学校 南野川小学校
有馬中学校	有馬７－７－１	西有馬小学校 鷺沼小学校 有馬小学校
宮前平中学校	宮前平２－７	宮前平小学校 宮崎台小学校 富士見台小学校 土橋小学校
向丘中学校	神木本町５－１１－１	平小学校 南原小学校（高津区） 上作延小学校（高津区）
平中学校	平３－１５－１	向丘小学校
菅生中学校	菅生２－１０－１	菅生小学校 稗原小学校
犬蔵中学校	犬蔵１－１０－１	犬蔵小学校 白幡台小学校

イ 中学校区防災ネットワーク連絡会議

災害時の避難所では、居住スペースや物資の不足、傷病者の増加等、各避難所運営会議だけでは解決できない問題が生じることが考えられます。

地域防災拠点である中学校を中心に、中学校区内の各避難所運営会議が連携し、避難所における問題解決を図るための組織として中学校区防災ネットワーク連絡会議を設置し、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換を行い、災害時には各避難所運営の協議・情報交換・備蓄物資の配分調整等を行います。

宮前区中学校区防災ネットワーク一覧＜資料９＞

（６）施設の整備

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとします。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努めます。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備や太陽光発電整備等の整備に努めるものとします。

（７）災害時の情報伝達手段

避難所と区本部の情報受伝達手段として、移動系防災行政無線の整備を行っています。また、地域防災拠点及び避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、屋外受信機や災害時有線電話である特設公衆電話の整備を行っています。

(8) 避難所運営会議

避難所の管理運営は、避難所ごとに区民と区とが連携して行う必要があるため、自主防災組織を中心に、地元ボランティア、施設管理者、PTA等で避難所運営会議を構成し、それぞれの役割の確認を行うとともに、男女共同参画や性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成し、的確な管理運営を図ることとしています。

また、必要に応じてマニュアルの見直しを行い、定期的に避難所開設訓練を実施します。

なお、被災時には、男女のニーズの違いなどにより、男女双方の視点からの配慮が必要となることから、避難所運営会議への女性委員の積極的な参画を推進します。

(9) 避難路の確認

区民が迅速かつ安全に避難できるように、区では、「川崎市防災マップ宮前区版」や「備えるかわさき」、「土砂災害ハザードマップ宮前区版」、「洪水ハザードマップ宮前区版」、「内水ハザードマップ宮前区版」を区民に配布することにより、避難所の位置や避難路等を区民へ周知するとともに、日頃から避難路等の安全性等について確認しておくように啓発します。

川崎市防災マップ宮前区版<資料11>

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「日頃の備え」

⇒「防災マップ・ハザードマップ」⇒「川崎市 防災マップ（逃げる場所などの地図）」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000036154.html>

【参考】洪水ハザードマップ宮前区版

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「日頃の備え」

⇒「防災マップ・ハザードマップ」⇒「洪水ハザードマップ」】

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>

【参考】土砂災害ハザードマップ宮前区版

【市HP⇒「市政情報」⇒「計画・事業」⇒「建築」⇒「建築・宅地に関する手続き等」

⇒「がけ地対策・宅地防災」⇒「土砂災害ハザードマップ」】

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017971.html>

【参考】内水ハザードマップ宮前区版

【市HP⇒「くらし・総合」⇒「上下水道局」⇒「お知らせ」⇒「内水ハザードマップについて」】

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000125074.html>

(10) 在宅での避難の考え方の啓発等

自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、区は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具等の設置、避難生活のための備蓄（循環型の備蓄や携帯トイレ）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進めます。

4 緊急輸送体制

発災後の一般車両の使用は、一刻を争う緊急車両の運行の支障となるばかりでなく、被害を受けたり、避難者で混乱したりしている道路を走行することになり、交通事故等の二次被害を起こすことにもなりかねません。そのため、避難には原則車を使用しないようにします。

県、市は震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保しています。緊急

活動道路には県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と、市が事前に指定する緊急輸送道路とがあります。

(1) 緊急交通路の周知

緊急交通路は震災時に被災者の避難や救急活動、消火活動等に使用する緊急車両に限って通行できる道路です。



(2) 緊急輸送道路の周知

緊急輸送道路は震災時に被災者の避難及び医薬品・食料・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するための道路です。規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的な重要路線で、他の道路に先駆けて優先的に通行の確保をする第一次緊急輸送路線と、第一次緊急輸送路線を補完し、地域内での災害救助活動等に使用する第二次緊急輸送路線があります。

緊急交通路 (宮前区管内)	緊急輸送道路(宮前区管内)	
	第一次路線	第二次路線
東名高速道路 国道466号(第三京浜道路) 国道246号 県道45号線丸子中山茅ヶ崎(中原街道)	主要地方道 丸子中山茅ヶ崎 主要地方道 横浜生田 主要地方道 野川菅生 市道 尻手黒川線 市道 稗原線	主要地方道 横浜生田 市道 子母口宿河原線 市道 野川柿生線 市道 久末鷺沼線 市道 向ヶ丘遊園駅菅生線 市道 梶ヶ谷菅生線 市道 登戸野川線

(3) 緊急通行車両等の把握と手続き

災害時に緊急交通路として指定された路線を通行するためには、緊急通行車両であることについて県公安委員会による確認を受け、確認証明書と標章を受ける必要があります。

宮前区役所では災害時に備え、所有するすべての車両について、事前に県公安委員会に対して緊急通行車両の確認の申出を行っており、当該車両を災害応急対策等に使用する際は、交付を受けた標章を見やすい箇所に掲示します。

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限に食い止め、被害の拡大を防止するためには、区民の防災知識及びその知識に基づく的確な判断力と行動力が重要です。そのため平常時から、防災知識の普及・啓発活動及び防災訓練の実施など、地域の防災力向上を図ります。

(1) 防災知識等の普及・啓発

様々な機会を活用し、「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、子どもから大人までのあらゆる年齢層の区民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図ります。

取組にあたっては、平時と有事(災害時)の区別をなくし、「普段使っているものが災害時にも活用できる」、「本来持つ機能が災害時に別の用途・機能で活用できる」という考え(フェーズフリー)に留意するものとします。

なお、本市では、市内に居住する外国人市民の方々に対して防災意識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努め、災害時の被害を最小限に食い止めるために、『備える。かわさき』多言語版(英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語)、やさしい日本語版をホームページに掲載し、周知を行っています。

ア 啓発方法

- (ア) 市政だより、『備える。かわさき』、『川崎市防災マップ』、
各種ハザードマップの広報・啓発
- (イ) 防災講演会、ぼうさい出前講座の開催
- (ウ) 各種イベントでの防災用品の展示及び区防災コーナーの活用
- (エ) 川崎市及び区ホームページでの啓発
- (オ) 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）
- (カ) 防災訓練や災害図上訓練の実施
- (キ) 防災まちづくりの支援
- (ク) 「防災ニュース」の啓発



宮前区では、これまで発行した防災ニュースを活用し、
防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図っています。

- (ケ) 宮前区防災フェアの実施

防災フェアを開催し、防災に関わる各種講演会やイベント、
防災資器材の展示などを通して、防災意識の普及啓発に
努めています。

- (コ) その他

イ 啓発内容

- (ア) 災害に関する基礎知識
- (イ) 災害時にとるべき行動と避難のタイミング
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え
- (エ) 気象予報等発表時にとるべき行動
- (オ) 企業の防災対策
- (カ) 企業と地域住民との連携
- (キ) 避難所等の周知
- (ク) 各種ハザードマップによる危険区域の周知
- (ケ) 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
- (コ) 災害に関する情報の入手方法
- (サ) その他必要な事項

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「日頃の備え」

⇒「日頃の備えに役立つ冊子やツールの紹介」⇒「備える。かわさき」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000015861.html>

【区HP⇒「くらしのガイド」⇒「防災・救急」

⇒「宮前区の防災・救急に関する情報」⇒「防災ニュース」】

<https://www.city.kawasaki.jp/miyamae/page/0000123314.html>

(2) 自主防災組織等の育成

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、
地域ぐるみの防災活動が重要です。地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織が迅速かつ的
確な防災活動が行えるように、区は自主防災組織の育成・指導に努めるとともに、自主防災組織を
中心とした、地域のコミュニティづくりを推進します。

ア 自主防災組織の活動

(平常時)

- ・地域住民への防災知識・技能の普及
- ・地域実態の把握
- ・防災訓練の実施
- ・防災資器材等の備蓄・整備
- ・協働による自主防災組織の活性化

(災害時)

- ・災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・避難誘導活動
- ・救出・救護活動
- ・初期消火活動
- ・避難所運営

イ 自主防災組織の活性化の推進

区は、災害に強い地域づくりを目指すため、自主防災組織が実施する防災訓練等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次のような支援を行うとともに、防災推進員養成研修を開催して、地域防災のリーダー的人材を育成し、地域の災害対応力の向上を図っています。

(ア) 宮前区自主防災組織連絡協議会の育成支援

区内防災活動の一体化・統一性を図るとともに、地域自主防災組織相互の連携を深めることを通して地域防災体制の充実・強化を図るため、宮前区自主防災組織連絡協議会を育成・支援し、自主防災組織の活性化を図ります。

(イ) 自主防災組織リーダー等養成研修

自主防災活動が円滑かつ効果的に行われるように、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、地域防災力の充実・強化を図ります。

(ウ) 防災資器材の備蓄場所の確保

防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入への補助

自主防災組織の災害時の活動に必要な防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の向上を図ります。

川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱＜資料１２＞

宮前区「自主防災組織防災資器材購入補助金」事前調整に係る事務取扱要領＜資料１３＞

(オ) 地域防災活動への助成

自主防災組織の日常的な活動（防災訓練、広報、研修等）を活性化するために活動助成金を交付し、地域防災体制の充実を図ります。

川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱＜資料１４＞

川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱＜資料１５＞

(カ) 自主防災組織への助言等

自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言等を行います。

(3) 防災推進員の養成

区では平成 21 年度から、区民の防災意識の向上と防災情報の地域への普及を図るため防災推進員養成研修を実施しています。継続的に地域の防災リーダーを養成することで、平常時には地域防災活動の活性化、災害時には地域の共助が円滑に行われるように、地域防災力の向上を図っています。

ア 防災推進員の役割

- (ア) 防災意識の向上を図るための普及・啓発活動
- (イ) 防災情報の普及・広報
- (ウ) ぼうさい出前講座の活用
- (エ) 防災訓練における助言・指導・支援
- (オ) その他自主防災組織の実施する活動への助言・指導・支援



イ 研修の内容

- (ア) 災害の基礎知識
- (イ) 川崎市の防災対策
- (ウ) 自主防災組織の活動
- (エ) 防災推進員の役割
- (オ) その他防災推進員の活動に必要な事項

(4) 防災訓練の実施

区民、区内事業者（企業市民）、区及び防災関係機関等は、災害時に的確な災害応急活動を行うため、平常時から相互に連携した防災訓練を実施します。

ア 総合防災訓練

9 月 1 日の「防災の日」を含む「防災週間」（8 月 30 日～9 月 5 日）を考慮した適切な日に市内全域を対象として、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民、企業等が一体となっていく、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を 7 区輪番制で実施します。

また、平成 29 年度からは、市内全域を対象とした総合防災訓練に加えて、区ごとに総合的な防災訓練を実施します。

イ 行政、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 区役所の訓練

警察、消防等も参加した区本部設置訓練及び情報受伝達訓練、区本部各班の事務分掌に応じた所管業務訓練等を実施します。

(イ) 防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(ウ) 自主防災組織の訓練

「自助・共助」という防災の基本に即した訓練を実施します。また、災害時要援護者の保護に配慮した訓練等を実施します。

区、消防局、上下水道局、環境局では、自主防災組織の要請に基づき実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施します。

(エ) 事業所の訓練

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の防災組織等と協力し、災害発生時に相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、事業所の自衛消防組織の育成に努める

とともに、日頃から地域の訓練に積極的に参加するなど、協調体制づくりを進めます。また、顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練の実施を推進します。

(5) 地区防災計画の提案等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できます。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとします。

(6) 家庭における予防対策

ア 家庭内備蓄等

災害が発生し、家屋の倒壊、焼失等が起こると、その時点から区民は生活に支障をきたすこととなります。食料等は地域防災拠点及び避難所に備蓄されていますが、それらには限りがあり、救援物資が各地から届けられ被災者に配布されるまでには、数日かかることが予想されます。そのため、区民は、災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備に努める必要があります。

(ア) 最低3日以上（できれば7日以上）の備蓄品

飲料水（一人一日3ℓ）、保存食品（パックの御飯、乾麺、カップラーメン、缶詰等）、災害用トイレ、乳幼児の粉ミルク・離乳食、その他個人が必要とするもの等

【備蓄食料に適したもの】

- ・日常生活にも使え、かつ長期的保存に耐えられるもの
- ・持ち運びや調理に手間のかからないもの
- ・必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの



(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医療品、薬、雨具、防寒具等季節や家族の構成を考え、必要に応じた物を用意し、家屋被害等も想定した適切な場所に保管します。

イ 家屋の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下物防止対策

日頃から、家具類の配置や転倒防止措置を行い、家の中に安全な空間を確保しておきます。ガラスの飛散防止や落ちると危険な物を家具の上などに置かないことは迅速な避難や二次災害の防止にもつながります。特に、寝室には注意が必要です。

(イ) 家屋周辺（ブロック塀、排水溝等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行うとともに、水害時に排水が速やかに行われるよう、日頃から自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか点検し、清掃を行います。

ウ 家族防災会議の推奨

災害の発生に備え、日頃から家族で避難場所や実際の避難経路、被災した時の連絡方法等を確認するとともに、地域における役割分担などについて話し合うことで、家族の安全と地域の防災力向上につながっていきます。

エ 高層建築物（マンション）の防災対策

一般に高層建物は、耐震性があると言われていますが、大地震のときは、高層階ほど揺れ幅が大きくなる傾向があり、玄関ドアが開閉できなくなる、窓ガラスが破損する、エレベーター

が止まってしまう等の被害が出るのが予想されます。そのため日頃から家族、管理組合等で、対策を話し合っておく必要があります。

なお、市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、震災により万が一ライフラインが停止した場合においても、高層集合住宅への防災用備蓄スペースの設置や、電気系統を介さない水道管直結給水方式又はその他停電時に使用可能な設備等を有するトイレの設置を推進するため、平成24年3月30日に、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を制定しています。

【市HP⇒「市政情報」⇒「計画・事業」⇒「建築」⇒「建築や開発に関する紛争調整など」

⇒「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱の手続きについて」】

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-2-5-0-0-0-0-0.html>

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「日頃の備え」⇒「高層ビル・マンションの防災対策」

⇒「高層ビル・マンションの防災対策 ～在宅での避難のススメ～」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000169939.html>

（７）企業・事業所における予防対策

災害発生時には、施設や設備等の被災により、企業活動が停止する可能性があります。企業・事業者は、事業活動が停止したり、二次災害が発生したりしないよう、自らの責任と負担において、事業所の危険箇所を把握するとともに、安全対策を実施するなど、あらかじめ業務継続計画の策定等各種災害に対処する防災体制を充実させる必要があります。

ア 企業・事業所ができること

（ア）人的被害・直接経済被害の減少

耐震化の推進、企業内備蓄、防災環境の整備など

（イ）被害軽減を促進する防災力の向上

地域における防災環境の整備、市民、行政との連携強化、防災意識の醸成

（ウ）地域への貢献

初動期の混乱防止、医療救護体制の整備、避難体制の推進、災害時要援護者対策の推進、生活安定対策の推進

イ 減災に向けた取組例

（ア）備品及びＯＡ機器などの転倒・落下防止対策

（イ）ガラスの飛散防止

（ウ）停電時等の対策（非常用電源装置、照明器具など）

（エ）非常用食料や飲料水の備蓄（３日分以上を目安に）

（オ）業務継続計画や災害発生時の対応マニュアルの作成

（カ）従業員やその家族との連絡方法の確認

（キ）避難した場所ごとの行動

（ク）震災のレベルに応じた対策の検討

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「その他防災関係」⇒「企業防災」

⇒「企業向け防災啓発冊子「川崎市防災対策ガイドブック」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000023016.html>

（８）市民救命士等の育成

市消防局では救急患者の救命率の向上を目指し、心肺蘇生法や止血法など応急手当の技術を身につける市民救命士の養成を行っています。救命技能を忘れることなく、維持向上のため、おおむね

3年ごと再受講が推奨されています。

ア 心肺蘇生法講習

胸骨圧迫及びAEDの使用方法等について習得できる講習。

イ 普通救命講習 1

心肺蘇生法や気道異物除去法、大出血時の止血法などについて習得できる講習。

ウ 普通救命講習 3

普通救命講習 1 に同じで、主に小児・乳児を対象とした内容の講習。

エ 上級救命講習

普通救命講習の内容に加え、傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当や搬送法などについて習得できる講習。

オ 実技救命講習 1

事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習 普通救命講習編」）を受講し、受講証明書の認定年月日から1か月以内に受講する講習。内容は普通救命講習 1 に同じ。

カ 実技救命講習 3

事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習 普通救命講習編」）を受講し、受講証明書の認定年月日から1か月以内に受講する講習。内容は普通救命講習 3 に同じ。

キ 実技上級救命講習

事前に応急手当WEB講習（総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習 上級救命講習編」）を受講し、受講証明書の認定年月日から1か月以内に受講する講習。内容は上級救命講習 3 に同じ。

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「消防」⇒「講習会情報」⇒「応急手当講習会のご案内」

⇒「応急手当講習の種類について」】

<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000085069.html>

6 災害に強いまちづくり

（１）区役所等公共建築物の安全対策

区役所総合庁舎をはじめとする公共建築物は、災害時において情報収集伝達、応急復旧活動、医療救護、避難収容等の拠点施設となることから耐震、不燃化等、総合的な安全対策を図ります。

（２）建築物の耐震化の促進

木造住宅や特定建築物、分譲マンションの耐震性を高める制度を周知し、市民の生命、身体及び財産の保護を図ります。

ア 木造住宅等

（ア）川崎市木造住宅耐震診断士派遣制度

（イ）川崎市木造住宅耐震改修助成制度

イ 分譲マンション

（ア）川崎市マンション耐震診断に係る予備調査事業

（イ）川崎市マンション耐震改修等事業助成制度

【市HP⇒「市政情報」⇒「計画・事業」⇒「建築」⇒「建築・宅地に関する手続き等」

⇒「建築物の防災・耐震関連」⇒「建築物の耐震化」】

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-8-2-0-0-0-0-0.html>

ウ 特定建築物

特定建築物は、「多数の者が利用する建築物」、「危険物の貯蔵・処理を行う建築物」、「地震によって倒壊した場合道路をふさぐおそれのある建築物」の3種類があり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（通称：耐震改修促進法）」において、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。所有者が耐震改修をする際、市は「川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度」で費用の一部を助成します。また、平成25年5月の耐震改修促進法の改正により、一部の特定建築物の耐震診断と、その結果の報告が義務付けられています。

【市HP⇒「市政情報」⇒「計画・事業」⇒「建築」⇒「建築・宅地に関する手続き等」

⇒「建築物の防災・耐震関連」⇒「建築物の耐震化」⇒「特定建築物等耐震改修等事業助成制度」】

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000050671.html>

（3）倒壊・落下物防止等

市は、建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損、落下やブロック塀の倒壊は、人命を危機にさらすだけではなく、避難、救助活動等の障害となるので、建築物の耐震化の促進やパトロール等を実施し、危険なものに対する改善指導などの対策を行います。

（4）河川災害の防止等

市及び神奈川県並びに国土交通省京浜河川事務所は、市内を流れる多摩川・鶴見川水系の河川について計画的な整備を行います。

また、災害対策基本法の改正などにより、記載内容の一部を変更し、令和4年10月に新しい洪水ハザードマップ（区版）を作成しています。

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「日頃の備え」⇒「防災マップ・ハザードマップ」】

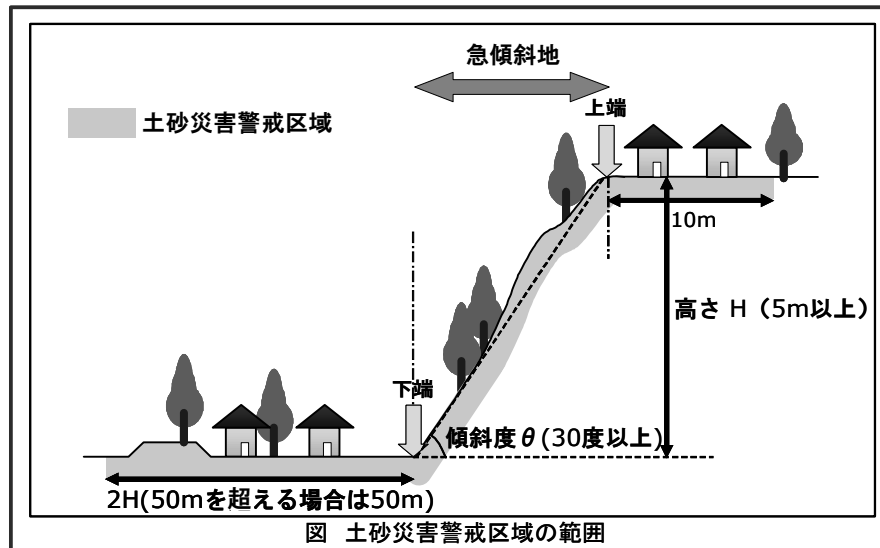
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>

（5）崖崩れの防止等

ア 土砂災害（特別）警戒区域の指定

土砂災害警戒区域とは、神奈川県が土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）による災害への注意が必要な区域として指定した、一定規模を超える斜面及びこれに接する区域のことです。平成23年3月29日に区内160の区域が土砂災害警戒区域に指定されました。また、平成26年4月18日には6区域が追加指定され、令和3年5月25日に土砂災害特別警戒区域として100の区域が指定されました。その後、令和2年11月27日、令和4年6月28日、令和4年8月19日、令和6年1月5日、令和6年1月30日にそれぞれ1箇所指定解除され、区内計は161区域になりました。

崖崩れが発生するおそれのある傾斜度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地崩壊危険箇所が市北西部に集中しています。このような崖崩れが発生するおそれがある区域に対し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域として指定し、市とともに土砂災害の防止に努めます。



※ 区域に指定されることが、直接的な崖崩れの危険性を示しているものではありません。

宮前区内土砂災害（特別）警戒区域指定一覧＜資料１６＞

【県HP⇒「県の組織・関係機関」⇒「県の組織」⇒「県土整備局」⇒「砂防課」

⇒「所属PRページ」⇒「神奈川県土砂災害情報ポータル」⇒「土砂災害の恐れのある区域」
⇒「土砂災害警戒区域等を見る」】

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/php/map.php?mapmode=kuiki>

イ 土砂災害ハザードマップ

区は、土砂災害警戒区域に居住される世帯、施設管理者及び区内の町内会・自治会長並びに自主防災組織代表者に「土砂災害ハザードマップ」を配付し、土砂災害への備えを呼びかけるとともに、引き続き、土砂災害被害を軽減するために、関係機関及び地域と連携して避難体制の整備や迅速な情報伝達等を行います。

区民は、自宅周辺の危険箇所や避難場所・経路などを予め確認しておきます。住居近くの土砂災害警戒区域等において気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合には、十分注意する必要がありますので、日頃の備えが大切です。宮前区で発生する恐れのある土砂災害はがけ崩れです。がけ崩れの前ぶれとしては、「小石がばらばら落ちてくる。」「亀裂ができた。」「急に濁った水が流れている。」「擁壁が膨らむ、ひび割れている。」などが代表的な現象です。最新の気象情報等を収集し、がけ崩れの前ぶれが見られるときにはがけ崩れが発生している、または発生する直前であるため直ちに避難してください。

【市HP⇒「市政情報」⇒「計画・事業」⇒「建築」⇒「建築・宅地に関する手続き等」

⇒「がけ地対策・宅地防災」⇒「土砂災害ハザードマップについて」】

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017971.html>

ウ 宅地防災

擁壁等の改修工事の促進を図り、地震や大雨等による宅地災害を防止するため川崎市宅地防災工事助成金制度の周知を行います。

【市HP⇒「市政情報」⇒「計画・事業」⇒「建築」⇒「建築・宅地に関する手続き等」

⇒「がけ地対策・宅地防災」⇒「宅地防災工事助成金制度について」】

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000027631.html>

（６）上下水道施設の安全対策

ア 上水道施設

上水道は、市民生活に欠くことができない重要な社会基幹施設であることから、水道施設安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行う等、被害を最小限に食い止めるための諸施策を実施します。

（ア）浄水施設の保全、機能確保

（イ）送・配水施設の整備

（ウ）応急復旧体制の確立

イ 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための都市の基幹的な施設であることから、災害に備え、下水道施設の防災対策を推進します。

特に、都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨により下水道整備済みの区域においても浸水被害が発生していることから、浸水頻度の高い区域等については、浸水状況を考慮して雨水整備を進めていきます。

（ア）下水管きょの耐震性向上等の整備

（イ）ポンプ場、水処理センターの機能向上

（ウ）応急復旧体制の確立

（７）道路・橋りょう施設の安全対策

ア 道路の安全性の向上

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割が極めて重要であることから、着実な維持・整備に努めるとともに、優先的に緊急交通路及び緊急輸送道路の安全対策を図ります。

イ 橋りょう等の安全性の向上

橋りょう等の安全性に関する総点検の結果に基づき、緊急交通路及び緊急輸送道路、駅前広場等の交通拠点施設から優先的に災害対策を実施します。また、橋りょう等が、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し、避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、引き続きさらなる安全性の向上を図るための点検・整備を推進していきます。

（８）空家等対策

適切な管理のされていない空き家については、二次被害の恐れがあることから、平時から災害による被害が予測される空き家等の状況確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、関係局と情報共有を行います。

７ 災害時要配慮者の支援

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいいます。このうち、災害発災時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者といいます。市及び区は、災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、関係機関との協力連携により支援体制を構築

するとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進します。

(1) 災害時要援護者避難支援体制の確立

市及び区は、災害時要援護者の避難支援等を地域住民組織の協力のもと推進します。また、発災時等における情報の伝達、避難支援等を迅速に行うため、平常時から、災害時要援護者、保護者、福祉関係者、地域住民組織、防災関係組織等の共助・公助による連携体制の確立を図ります。

(2) 自助・共助の推進

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、自らの安全確保を図るため、避難などに関する情報の収集に努め、また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めるものとし、区はこれらの取組を支援します。

(3) 災害時要援護者避難支援制度

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって名簿を作成し、この名簿情報を町内会・自治会等の地域の支援組織に配付します。また、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、情報を市で把握し、災害時には、必要に応じて各避難所等に提供します。

支援組織は、名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から面談を通じて障害の程度や家庭状況を把握するとともに、災害時の情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、災害時の避難支援者の確保に努めます。発災時には自身の安全確保をした上で、支援者による情報の伝達や明確な避難誘導を行います。支援者は、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に、可能な範囲で活動を行うものとします。

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立します。

(4) 災害時要援護者と近隣住民とのコミュニティの形成

災害時要援護者を支える周囲の方々は、障害などの身体特性等に配慮することが必要となるため、災害時要援護者及びその関係者とともに、平常時から地域活動に参加するなど、近隣住民との良好なコミュニティの形成に努めることが大切です。区はこうしたコミュニティ形成の環境づくりに対し支援を行います。

(5) 災害時要配慮者利用施設等の対策

災害時の避難等に支援を必要とする要配慮者が利用する施設（以下「災害時要配慮者利用施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図る必要があります。

また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき避難確保計画を作成し、市長へ報告するとともに、事業継続計画（BCP）を作成します。

さらに、所有者等は、策定された避難確保計画等に基づき職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施します。また、避難訓練を実施した場合は、市長へ報告します。

市と区は、災害時要配慮者利用施設の管理者に対して、災害時の対応能力の向上を目指して、防

災研修等を開催します。

(6) 災害時要配慮者の避難後の対策

区は、避難所において要配慮者が安定した生活を営めるよう、要配慮者に配慮した避難所の受入体制や施設の状況を踏まえた運営体制について、平常時から避難所運営会議とともに検討し、マニュアル等を整備します。

8 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者対策の基本方針

帰宅困難者対策は「むやみに移動を開始しない」を基本原則とします。そのためにも事業所や学校等、多くの人が集まる施設では飲料水等の備蓄を行い、災害時に帰宅困難者を発生させない取組が重要です。また、家族との連絡手段や複数の帰宅方法、正確な情報の取得方法を予め準備すること等も有効です。

市では東日本大震災の経験を踏まえ、主要ターミナル駅周辺の公共施設や民間施設と協定を締結し「帰宅困難者一時滞在施設」の指定を進めています。区内を走る東急田園都市線の鷺沼駅、宮前平駅、宮崎台駅の3駅は、いわゆる主要ターミナル駅ではありませんが、多くのバス路線が乗り入れています。災害時には、鉄道の運行停止により一時的に多くの帰宅困難者が発生することが考えられることから、指定の拡充を図ります。指定された施設には、備蓄物資や区役所との連絡のため簡易無線機が設置されます。

なお、帰宅困難者一時滞在施設は、二次災害等の防止を図り夜間の移動を抑制する必要があることから原則一晩の利用となります。また、開設にあたっては、施設の安全確認が終了次第となります。利用に際しては、開設状況を確認し、施設管理者の指示に従う必要があります。

【宮前区帰宅困難者一時滞在施設】

施設名称	収容人数	最寄駅	所在地
さくら会堂	100	宮前平駅	宮前区土橋1-3-3
宮前市民館	300	宮前平駅	宮前区宮前平2-20-4
スポーツスパ アスリエ鷺沼	100	鷺沼駅	宮前区鷺沼3-3-8
セレスモス宮前店	100	宮崎台駅	宮前区宮崎2-1-4
テニススクール・ノア川崎宮前平校	100	宮前平駅	宮前区土橋1-1-6

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「日頃の備え」⇒「防災マップ・ハザードマップ」
⇒「川崎市 防災マップ（逃げるところなどの 地図）」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000036154.html>

【市HP⇒「防災・防犯・安全」⇒「防災」⇒「川崎市の防災計画」⇒「地震に関する計画・対策」
⇒「帰宅困難者について」⇒「帰宅困難者対策」】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000043386.html>

(2) 帰宅困難者等の避難誘導と帰宅支援

区内3駅では、通勤通学時間など災害発生の時間帯によっては、一時的に多くの人が駅周辺に滞在することになります。また、災害発生の状況によっては都心や他都市、他区から帰宅困難者が流入してくることも考えられます。

一時的な滞在者は、周辺の地理に不案内であることが多いことから、発災時には警察、交通事業者、駅周辺商店街等と連携し、周辺情報の提供や一時滞在施設への誘導を行うことができるよう体制の整備に努めます。

現在、市では、帰宅困難者への情報提供資料を作成し、災害時の案内用として駅に配備しております。

(3) 商店会等による支援

災害時に帰宅困難者支援の目印となるステッカーを作成し、配布するとともに、発災時には、道案内やトイレの提供といった各店舗の特性に応じた支援を行います。



第3章 初動対策計画

1 初動体制の確立

災害対策を迅速に行うために、必要な体制を整え、応急対策活動を実施します。休日夜間においても対応する必要があるため、職員連絡網を整備し、電話やメール等による連絡体制及び配備体制を確保します。また、業務継続計画（BCP）や災害対策マニュアルを整備します。

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、被害の発生や拡大を防止するための体制をあらかじめ整え、警戒にあたり、適切な応急対策活動を実施します。

地震・風水害時の警戒体制

名称	震災対策時の体制	風水害対策時の体制
災害警戒体制	市内で震度5弱又は5強の地震があったとき	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき
災害警戒本部		大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき
災害対策本部	市内で震度6弱の地震を観測し、大規模な被害が発生し、または発生する恐れがある場合	大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表するなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき

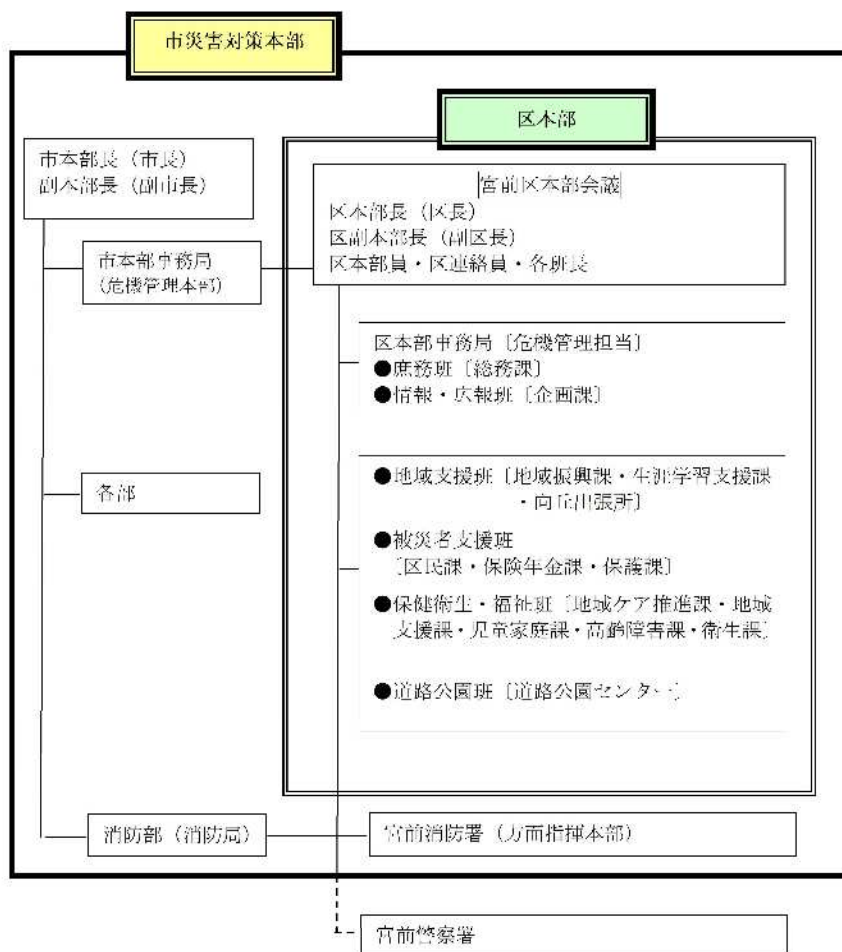
2 区本部の設置

(1) 災害対策本部の構成

宮前区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される、川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関です。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長の不在時は、区副本部長（副区長又は区本部長が任命した職員）がその職務を代理します。

また、副区長を事務局長とする事務局を設置します。

休日夜間においても対応する必要があるため職員連絡網を整備し、電話やメール等による連絡体制及び配備体制を確保します。



(2) 震災対策時の区本部配備体制

ア 職員の構成

区本部要員 … 災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う区役所の職員

（参集場所：区本部）

- 区本部長 : 区長
- 区副本部長 : 副区長（区本部事務局長）及び区本部長が任命した職員
- 区本部長 : 区本部長が任命した職員
- 区連絡員 : 区本部長が任命した職員
- 区事務局員 : 区本部長が任命した職員

区業務継続要員 … 区役所の各職場において、業務継続計画（自然災害対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う区職員等

（参集場所：所属）

物資拠点運営要員 … 国などからの支援物資等を受け入れ、避難所に向けて送り出すために市が設置する地域内輸送拠点の管理・運営等に当たる職員

（参集場所：指定された地域内輸送拠点等）

避難所運営要員 … 各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員

（参集場所：指定された避難所）

区初動対応職員 … 区役所近辺に在住しており、発災時には区役所へ参集し、区本部の立ち上げまでの初動期における情報管理を行う市職員

（参集場所：指定された区役所等）

イ 震災時動員配備基準

基 準	配備区分	参 集	備 考
川崎市内で震度5弱の地震があったとき	指示を受けた区本部要員及び区業務継続要員、避難所運営要員	指示による参集	被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と区民からの問合せ等の対応を強化する。
川崎市内で震度5強の地震があったとき	予め指定された区本部要員（区連絡員）	自動参集	被害状況の把握と区民からの問合せ等への対応を強化する。
	指示を受けた区本部要員及び区業務継続要員、避難所運営要員	指示による参集	
川崎市内で震度6弱以上の地震があったとき	全職員	自動参集	物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集

※「市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したときをいいます。

※道路公園センターについては、震度4及び5弱の地震であっても、橋りょうを含む所管道路・河川等の緊急巡回・点検のため所要の人員を自動参集としています。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報発表時の動員配備基準

基 準	配備区分	参 集	備 考
南海トラフ地震臨時情報発表時	予め指定された危機管理本部員	自動参集	

※危機管理本部員のみ自動参集としています。

エ 大津波警報・津波警報・注意報発表時の動員配備基準

基 準	配備区分	参 集	備 考
津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	指示を受けた区本部要員	指示による参集	情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。
津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	予め指定された区本部要員 (区連絡員)	自動参集	
津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集	物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集

(3) 風水害対策時の区本部配備体制

配備	体制	動員発令の目安	動員対象	応急活動内容例
1号動員 (大雨:浸水対応動員) (大雪:注意報レベル)	警戒体制	【大雨】・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合・水防警報が発表 【大雪】・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	連絡員、道路公園班	連絡員 (危機管理本部、応急活動要員、関係機関等と連絡調整) 道路公園班 【大雨】道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等) 【大雪】道路除雪対策計画の基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等)
2号動員 (大雨:土砂災害警戒対応動員) (大雪:警報レベル対応)	警戒体制	【大雨】・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表 【大雪】・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	上記の増強	
3号動員 (大雨:土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員) (大雪:相当数の被害発生時の対応)	警戒本部	【大雨】・高齢者等避難又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合 【大雪】・複数の区で相当数の被害が発生した場合、又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記の増強に加え、大雨時は避難所管理要員	区本部設置体制 (庶務班、情報・広報班、地域支援班、被災者支援班、保健・福祉衛生班、道路公園班、ほか必要な班)
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部又は災害対策本部	【大雨】・台風又は集中豪雨により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し又は発生するおそれが大きい場合 【大雪】・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の補強に加え、区本部会議構成員	
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	全職員	川崎市災害対策本部規定に定める事務分掌による

所属	1号動員	2号動員	3号動員	4号動員	5号動員
区役所	連絡員	5～10%	10～50%	50～80%	100%
道路公園センター	10～20%	20～50%	50～80%	80～100%	100%

《参考》

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

特別警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、大雨（浸水害・土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）、
警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、大雨（浸水害・土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
その他	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

（４）区役所の閉鎖などの市民サービスの停止等

区本部は大規模な風水害が予測される場合において、市本部の決定に基づき速やかに市民サービスの縮小又は停止を実施し、市長に報告します。また広報を通じて市民等へ周知します。

（５）区本部の運営及び所掌事務

区本部長は、被災地での災害応急対策を実施するため、区本部会議を開催し、市本部の決定事項に基づき、関係機関と連携を図りながら、応急対策について審議・決定し、応急活動を実施します。

ア 区本部事務局（危機管理担当）

＜事務分掌＞

- 1 区本部の設置、区本部会議の開催に関すること。
- 2 市本部及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関すること。
- 4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保、警戒区域等に関すること。
- 5 区職員の動員の調整に関すること。
- 6 その他特命事項に関すること。

イ 庶務班（総務課）

＜事務分掌＞

- 1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関すること。
- 2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関すること。
- 3 区職員の厚生に関すること。
- 4 応援職員の受け入れや配備に関すること。
- 5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関すること。
- 6 緊急通行車両の手続きに関すること。
- 7 予算経理に関すること。
- 8 他の班への応援に関すること。

ウ 情報広報班（企画課）

<事務分掌>

- 1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関すること。
- 2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関すること。
- 3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関すること。
- 4 報道対応に関すること。
- 5 災害関連情報の広報に関すること。
- 6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関すること。
- 7 他の班への応援に関すること。

エ 地域支援班（地域振興課・生涯学習支援課・向丘出張所）

<事務分掌>

- 1 ボランティアセンターの運営に関すること。
- 2 帰宅困難者の支援に関すること。
- 3 区本部事務局の支援に関すること。
- 4 他の班への応援に関すること。

オ 保健衛生・福祉班（地域支援課、高齢・障害課、地域ケア推進課、衛生課、児童家庭課）

<事務分掌>

- 1 医療救護所の設置及び運営に関すること。
- 2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。
- 3 医薬品・器材等の調達に関すること
- 4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。
- 5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。
- 6 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。
- 7 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。
- 8 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。
- 9 感染症対策に関すること。
- 10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。
- 11 避難所等における環境衛生に関すること。
- 12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。
- 13 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。
- 14 災害急性期における連絡調整・とりまとめに関すること。
- 15 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- 16 要援護者の安全確保に関すること。
- 17 要援護者の状況調査に関すること。
- 18 災害時要援護者情報に関すること。
- 19 災害時精神保健医療相談対応に関すること。
- 20 二次避難所となる施設との連携に関すること。
- 21 他の班への応援に関すること。

カ 被災者支援班（保護課、区民課、保険年金課）

<事務分掌>

- 1 指定避難所の管理に関すること。
- 2 指定避難所の運営に関すること。
- 3 指定避難所への物資の供給に関すること。
- 4 応急仮設住宅への入居募集に関すること。
- 5 他の班への応援に関すること。

キ 道路公園班（道路公園センター）

<事務分掌>

- 1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関すること。
- 2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関すること。
- 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関すること。
- 4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関すること。
- 5 がけ崩れ等の応急対策の実施に関すること。
- 6 工事施工箇所の安全確保に関すること。
- 7 所管施設の保全に関すること。
- 8 緊急交通路、緊急輸送道路に係る警察等との調整に関すること。
- 9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。
- 10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関すること。
- 11 他の班への応援に関すること。

（６）区本部による応援要請

区本部長は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請することができます。ただし、緊急を要し、また止むを得ない事情のある時は、区本部長の判断により、防災関係機関による応援を要請することができます。

３ 災害情報の収集・伝達及び広報

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施し、区民に対して正しい災害情報を適切に提供するため、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

（１）情報の収集

区本部は、区民や防災関係機関、職員等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し正確に記録します。

また、区本部各班及び防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うために、必要に応じて「現地調整所」を設置します。

（２）情報の伝達

警察署、消防署等関係機関と、区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、災害の種別、発生した日時、場所、被害の程度、とられた措置などを具体的に整理し、災害応急対策を円滑に実施するため、市総合防災情報システム等のあらゆる通信手段を用いて、市災害対策本部に報告します。

(3) 広報・広聴

区本部は、避難所（市立小・中学校）を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また災害時協定締結放送機関、又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

ア 広報の方法

(ア) ラジオ・テレビによる広報

- ・地上波デジタル放送
- ・ケーブルテレビ
- ・コミュニティ FM

(イ) インターネット等を活用した広報

a メールニュースかわさき「防災気象情報」

事前登録者には、緊急情報、地震情報、気象警報などを携帯電話等に電子メールで配信します。（配信希望は次のアドレスに空メールを送信し登録）

パソコン・スマホ用：<https://plus.sugumail.com/usr/kawasaki/home>

フィーチャーフォン（ガラケー）用：<https://m.sugumail.com/m/kawasaki/home>

b 緊急速報メール／エリアメール

緊急速報メール／エリアメールを活用し、市内の対応する携帯電話へ災害情報や避難指示などの緊急情報を一斉送信します。事前の登録は不要です。

c 市防災情報ポータルサイト

<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

d 市防災気象情報

<https://kawasaki.tenki.ne.jp/#/>

e X

市危機管理本部：https://x.com/kawasaki_bousai

宮前区自主防：<https://x.com/miyamaejishubou>

f かわさき防災アプリ：<http://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000111816.html>

(ウ) 防災行政無線による広報

同報系無線を活用し、音声による情報提供を行います。受信機は避難所となる各小・中学校のほか、県立川崎北高等学校や急傾斜地に設置されています。

(エ) 防災テレホンサービス

防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができます。

【一般電話】0120-910-174（通話料無料）

【その他の電話】044-245-8870

(オ) 広報車・消防車両等による広報

(カ) 消防ヘリコプターによる広報

(キ) 広報掲示板等による広報

(ク) 印刷物による広報

(ケ) 職員による広報

イ 広聴活動

被災者の生活相談や支援・援助業務等の広聴活動を行うため、必要に応じて区役所や避難所

等に臨時相談室を開設し、要望等の早期解決に努めます。

4 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

（１）消火活動

地震発生時等に自宅やその周辺で火災が発生した場合には、まず身の安全を確保し、119番に通報します。消防隊が到着するまでの間は、消防団や自主防災組織等と連携して可能な限り初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

（２）救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し、救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救出のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

（３）応急手当

地震発生時等においては、負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。

（４）通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。

自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに自らの安全の確保に努めます。

【通報先】

宮前警察署 044-853-0110

宮前消防署 044-852-0119

宮前区役所（守衛室）044-856-3117

第4章 災害応急対策計画

1 避難対策

(1) 避難行動の種類

避難行動とは、すでに発生した災害又は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。避難行動は以下の3つが挙げられます。

「立退き避難」…被害が予測される地域の住民が、緊急避難場所、公園、親戚や友人の家、近隣の高い建物など安全な場所へ避難すること

「屋内安全確保」…被害が予測される地域の住民が、ハザードマップ等で自ら自宅等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること

「緊急安全確保」…「立ち退き避難」「屋内安全確保」の避難行動を行うタイミングを逸し、災害が発生又は切迫したために、避難を安全に行うことができない可能性があるときに、身の安全を確保するため、より安全な場所に移動すること

(2) 風水害時の避難における注意事項

ア 台風や集中豪雨等に伴う河川の氾濫、がけ崩れなどの災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には次のように自主避難あるいは避難指示に従って安全な場所に避難します。

区では河川、急傾斜地危険箇所、災害履歴箇所等のパトロールを実施し、状況に応じて速やかに、近隣の自主防災組織への連絡や緊急避難場所の開設準備あるいは開設をするとともに、避難誘導を行います。

イ 地域においても自ら危険性を判断して自主避難をする場合には、自主防災組織との連携及び区への情報伝達の上、安全な場所に避難します。

また、避難する際には災害時要援護者の避難支援を行います。

ウ 避難にあたっては、避難路の安全を確かめながら、落ち着いて行動します。

避難所は、風水害時には小学校・中学校だけでなく、その他の公共施設等も指定していますが、自主避難の段階では開設されていないことがあります。避難所へ自主避難を行う場合には、事前に区役所へ連絡し、避難所を確認するほか、急を要する場合には、区域外の親戚や知人宅への一時的な避難も有効な方法です。日頃から、緊急時の避難所や避難所までの経路について家族や隣近所で話し合っておくことも必要です。

エ 緊急避難場所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリートなどの堅固な建物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難するなど、生命を守る最低限の行動をとります。

オ 緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するようにします。

(3) 避難情報

市長などの避難情報を発令する権限を有するもの（以下「発令者」）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、高齢者等避難、避難指示を発令し緊急避難場所等へ避難誘導を行います。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。

避難情報の発令にあたっては取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レ

ベルを用いることとし、警戒レベル3以上の場合は市が発令します。

なお、震災時は警戒レベルを付した発令は行いません。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

市長は、水害及びがけ崩れが発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所を開設し、避難誘導を行います。災害時要援護者避難支援者は事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始します。

また、市長及び区長は状況に応じて高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促します。

イ 【警戒レベル4】避難指示

発令者は、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保

発令者は、災害が発生、または切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、緊急安全確保の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として緊急安全確保を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

風水害に係わる広報、避難情報の発令基準 <資料17>

（4）警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険を防止するため特に必要があるときは、市長等は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して区域への立入り制限・禁止、又は退去を命ずることができます。

（5）緊急避難場所・避難所の開設

区長は、災害により家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者、又は、被害を受けるおそれのある者のために、避難所を開設します。

ア 地震災害の場合

（ア）開庁時の場合

区長は、開庁時に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生したとき又は発生した地震が震度5強以下であっても開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員（被災者支援班）を派遣します。派遣された職員は、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れます。

なお、防災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が避難所運営会議の協力を得て、避難所を開設します。

（イ）閉庁時の場合

避難所運営要員は、夜間・休日等、閉庁時に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、

又は、発生した地震が震度5強以下であっても開設の必要があり、参集指示があった場合は、指定された避難所へ参集し、地域住民と連携し施設の安全確認等の開設準備を行い、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れます。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、避難所運営会議の判断により避難所を開設します。

イ 風水害時の場合

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、緊急避難場所及び風水害時避難所補完施設の中から、被害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し、区職員を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣します。なお、避難者が多く区職員のみで運営できないとき、また公共交通機関が運行されていない深夜の時間帯に緊急避難場所を開放するときには、地域（自主防災組織）に協力を依頼する場合があります。

（6）避難誘導

ア 避難情報の伝達

避難対象区民に対し、避難指示を行う場合、防災行政無線や広報車による広報、又は直接伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、区民への周知徹底を図るよう努めます。

イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区本部は、区民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織及び関係機関の協力により避難誘導に努めます。その際、指定された避難所への経路が危険である場合は、より安全な経路で行くことができる最寄りの避難所等への避難誘導を行います。

また、誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行います。災害時要援護者避難支援制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行うよう努めます。

（7）避難所の運営（避難所運営本部）

避難所では、被災者の安定した避難生活を確保するために、区民が互いに協力し合う必要があります。避難所が開設された場合は、区民と区本部が連携して管理運営することが重要です。このため、自主防災組織、学校施設管理者及びPTA等で構成する避難所運営会議を中心に、避難者も交えて、避難所運営本部を設置し、地域住民と市職員が連携して、避難所の管理運営を行います。

また、避難所を運営していくには炊出し、物資の受入れ・配給、避難者名簿の作成・管理等共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、お互いに協力して相互扶助の精神により、自主的に秩序ある生活を送るよう努めます。

ア 避難所運営本部の役割

- (ア) 避難所の開錠・管理
- (イ) 負傷者や急病患者への救援活動
- (ウ) 避難者確認及び名簿の確認
- (エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- (オ) 避難所自治組織の運営指導
- (カ) 避難者及び区民への給食活動
- (キ) 施設管理者との調整
- (ク) 安否確認への対応

(ケ) その他避難者の安定した日常生活に対する支援活動

イ 避難所運営本部の編成及び役割例

避難所運営本部を設置するときの班編成の例を次に示しますが、実際の運営にあたっては避難所の状況に応じて必要な班編成、役割分担により運営を行います。

(ア) 総務班

- ・施設安全点検（体育館、校舎、備蓄倉庫など）、立ち入り禁止区域の確認
- ・定例会議の開催（事務局を担当）
- ・区本部との連絡事項の整理
- ・避難所運営日誌の作成
- ・避難所内レイアウトの設定・見直し
- ・避難所の総合受付業務運営（電話、来客、落し物、宅配・郵便、安否確認等の対応）
- ・ボランティアの受け入れなど

(イ) 情報広報班

- ・避難者の受付、名簿の管理
- ・避難所外避難者等の把握
- ・情報の収集、避難者等への提供
- ・取材対応
- ・特設公衆電話の設置など

(ウ) 保健救護班

- ・避難スペースの整備
- ・傷病者、体調不良者の把握および対応（感染症、エコノミークラス症候群、熱中症など）
- ・要配慮者の情報把握、二次避難所への移送補助など

(エ) 環境衛生班

- ・災害用トイレの設置
- ・トイレ利用、ごみ処理ルールの方策、周知
- ・飲料水、生活用水の管理
- ・衛生管理（手洗い・清掃・換気・洗濯など）
- ・ペット連れ避難者の対応
- ・避難所衛生状況の把握など

(オ) 食料班

- ・救援物資の管理、配給の実施
- ・炊き出しの実施
- ・必要物資（水・食料）の受入れ、台帳管理
- ・必要物資（水・食料）の調達など

(カ) 施設・物資班

- ・非常用発電機の確認、照明（投光器）の確保
- ・校舎等の電気の設備の確認、修繕依頼
- ・備蓄物資の管理、運用
- ・必要物資（水・食料以外）の受入れ、台帳管理
- ・必要物資（水・食料以外）の調達

- ・防犯、防火対策など

(8) 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等

区は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局と連携し、平時から自宅療養者等のハザード等の把握や避難の方法等の調整、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めます。

避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行います。

(9) 避難所の閉鎖

区長は避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に判断し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定します。

閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合を実施します。

2 帰宅困難者対策

(1) 区本部の支援

二次災害等を防止するためにも震災時には「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則としますが、区本部は、災害による交通機関の運行停止により、区内各駅において滞留する帰宅困難者に対しては、交通事業者等と協力し、周辺の被災状況、鉄道の運行情報、復旧状況等の情報提供等を行い、駅前の混乱回避を図ります。

(2) 駅前滞留者対策

ア 一時滞在施設

区内各駅に帰宅困難者が発生した際に、区本部は一時滞在施設の開設を要請します。

一時滞在施設は、原則として翌朝までの提供とします。

【宮前区帰宅困難者一時滞在施設（再掲）】

施設名称	収容人数	最寄駅	所在地
さくら会堂	100	宮前平駅	宮前区土橋1-3-3
宮前市民館	300	宮前平駅	宮前区宮前平2-20-4
スポーツスパ アスリエ鷺沼	100	鷺沼駅	宮前区鷺沼3-3-8
セレスモス宮前店	100	宮崎台駅	宮前区宮崎2-1-4
テニススクール・ノア川崎宮前平校	100	宮前平駅	宮前区土橋1-1-6

イ 宮前商店街連合会による支援

宮前商店街連合会では、区内各駅周辺の商店会に加入する各店舗において道案内やトイレの提供といった各店舗の特性に応じた支援を行います。

(3) 協定による各種団体の支援

九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会（首都圏の政令市と東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県で構成。）では、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランなどの事業者と帰宅困難者支援



協定を締結し、大規模災害時の帰宅困難者支援対策に共同で取り組んでいます。また、神奈川県と連携し、自動車販売店やガソリンスタンド等と同様の協定を締結しています。

協定を締結している店舗には、「災害時帰宅支援ステーション」のステッカーが掲出されており①水道水の提供②トイレの使用③ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲の協力を得られることになっています。



九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション店舗一覧<資料18>

3 医療救護・福祉対応

(1) 医療救護所

災害対策本部健康福祉部（市保健医療調整本部）又は区本部（保健衛生・福祉班）は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況を勘案し、適切な場所に医療救護所を設置します。

ア 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置します。

イ 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置します。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとします。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとします。

ウ 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置します。原則として、避難所を巡回する形式とします。

(2) 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付けています。

レベル	該当する病院	活動 範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。
2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。
	災害協力病院		
	上記のほか、設備、規模、体制等から、区 の中心となる役割を期待できる病院		
3	レベル1・2を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル1～3を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。

レベル	該当する区内病院	所在地	電話
1	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	044-977-8111
4	有馬病院	宮前区有馬 3-10-7	044-866-3315
4	東横恵愛病院	宮前区有馬 4-17-23	044-877-5522
4	かわさき記念病院	宮前区潮見台 20-1	044-977-8877

【災害拠点病院】

災害拠点病院は県が指定しており、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や保健医療活動チーム（※）の受入れ機能を担います。

※保健医療活動チーム…医療救護活動チーム（DMAT・DPAT）と保健活動チーム（保健師・栄養士等）の総称

災害拠点病院	所在地	電話番号
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	044-233-5521
関東労災病院	中原区木月住吉町 1-1	044-411-3131
市立井田病院	中原区井田 2-27-1	044-766-2188
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-383	044-733-5181
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区二子 5-1-1	044-844-3333
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	044-977-8111
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	044-933-8111

（３）診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動すること

から、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、医師会メールシステム等により報告します。

自院での診療が可能な場合には診療所での対応を行い、診療が不可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とします。

(4) 災害時の福祉対応

災害福祉の体制や対応状況、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）や災害時要援護者等の情報を整理・集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置します。

健康福祉部長は、災害の状況等により、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設します。また、災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣し、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行います。

4 物資の供給

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水の必要が生じた場合、速やかに上下水道局経営戦略・危機管理室を介して上下水道事業管理者に応急給水拠点の開設や給水車の派遣を要請します。

区内には、災害時応急給水拠点を47箇所設定しています。

また、自然流下方式で配水できない高台や、応急給水拠点まで受水に来ることが難しい高齢者、障害者等については、運搬給水で対応することとしています。運搬給水では、水道施設で給水タンク車や給水タンク容器等に注水し、断水地域まで水を運搬して、応急給水を行います。

上下水道局では給水タンク車を6台保有しており、宮前区を所管区域とする第2配水工事事務所には、この内2台が配備されています。また、その他に車載型給水タンクや組立型給水タンクを保有しており、災害時には局所有のトラックや神奈川県トラック協会からの応援車両に積載し運搬給水を行います。（応急給水は原則として1人、1日当たり30程度とします。）

なお、災害対策用貯水槽（※）が設置されている応急給水拠点については、研修を受けた地域の自主防災組織が開設を行うことができます。

川崎市防災マップ宮前区版＜資料11＞

※災害対策用貯水槽

応急給水拠点の地下に埋設されていて、平常時は水道管路の一部として水が循環しています。災害時には貯水槽内に外部から汚水等が浸入することを防ぎ清らかな水を確保します。区内で災害対策用貯水槽が設置されている応急給水拠点は野川第3公園です。

(2) 食料・生活必需品

区本部は災害の発生で、区民が住宅の全壊、焼失、流出等の被害を受け、食料品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来した場合、その供給体制を速やかに確立します。

区は、避難所の物資の備蓄状況等を踏まえ必要に応じ、関係局と連携し、区の集中備蓄倉庫から区保有車両により各避難所等に備蓄物資を輸送します。

ア 食料

(ア) 食料の供給方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している災害対策用備蓄食品（アルファ化米等）を供給します。協定を締結している小売業・卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資（補完物資と位置づけ）については到着次第、供給するものとします。

(イ) 供給対象者

- a 避難所の被災者
- b 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者
- c 在宅での避難者で物資の確保が困難な者
- d 災害応急対策に従事する者
- e その他区長が必要と認める者

(ウ) 応急供給

- a 避難所運営要員や避難所に派遣された職員は、避難所運営本部等の協力を得て、避難所の避難者数を把握し、必要な食料の品目及び量を区本部へ報告します。
- b 区本部は、食料の応急供給が必要であると認める場合は、被災者支援班に指示し、避難所運営要員と連携して必要量を算出し、直ちに市本部に食料の調達を要請します。

(エ) 供給の実施方法

- a 供給場所
原則として避難所とします。
- b 供給の実施主体
食料の供給は、区本部が主体となります。なお必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織及びボランティア等の協力により実施します。
- c 要配慮者への優先供給
高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給します。
- d 公平な供給
在宅での避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力します。

イ 生活必需品

(ア) 供給対象者

- a 避難所の被災者
- b 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- c 在宅での避難者で物資の確保が困難な者
- d その他区長が必要と認める者

(イ) 供給品目

- a 衣料品・寝具
下着、毛布等
- b 日用雑貨品
タオル、石けん、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(ウ) 応急供給

区本部は、生活必需品の応急供給が必要であると認めた場合に、被災者支援班に指示し、

必要量を確保するとともに、災害対策用備蓄在庫等で不足を生じる場合は、直ちに市本部にその供給を依頼します。

(エ) 供給の実施方法

a 供給場所

原則として避難所とします。

b 供給の実施主体

生活必需品の供給は、区本部が主体となり、自主防災組織及び避難所運営会議の協力により実施します。

c 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給します。

d 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力します。

(3) 物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送

「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えます。

大規模災害時に国が実施するプッシュ型支援は、被災都県が設置する広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点を經由し、避難所に輸送される計画となっています。こうした支援などに対応するため、地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施します。

広域物資輸送拠点は、中央卸売市場北部市場が指定されており、市は発災直後、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認し、神奈川県に報告します。

地域内輸送拠点については、広域物資輸送拠点から支援物資等を受入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置します。被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設します。

また、物資保管拠点は、小口物資や余剰物資が滞留した場合の保管を目的に市が設置し、地域内輸送拠点の候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ選定の上、開設します。

なお、地域内輸送拠点等には、物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣することとし、派遣された職員は、協定事業者等と連携し、区本部や避難所、県と情報共有を図りながら物資拠点の運営を行います。避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施します。

5 遺体の取扱い

(1) 遺体の収容

市本部は災害発生後、市内被害状況を踏まえて、遺体安置所を設置する区を決定します。決定後、各区本部は連携して速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容します。

収容にあたっては、遺体を搬送した者の氏名、住所、並びに遺体を発見した場所及び状況、遺体の氏名、住所等を聴き取り、確実に警察に引き継ぎます。

【遺体安置所設置場所】

施 設 名	所 在 地	電 話
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1 - 1 0 - 3	044 - 976 - 6350

(2) 衛生対策

遺体の取り扱いに際しては、感染症対策に配慮し衛生管理に努めます。

(3) 資器材の調達

警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋等の必要な資器材を調達・確保します。

(4) 遺体の検視・調査等

警察は、医師に立会いを求めて、遺体の検視・調査等を行います。

(5) 遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医から関係機関に対して協力要請を行い出動した医師が行います。

(6) 遺体の処理**ア 遺体の処置等**

必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付します。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管して紛失防止に努め、鑑別資料とします。

また、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成します。

イ 身元の確認

警察の検視資料、歯科医師会の協力等により身元確認作業を行います。身元が判明していない遺体については、警察等の関係機関及び町内会・自治会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努めます。

ウ 遺体の引渡し

警察による遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報します。

エ 身元不明遺体の取扱い

警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理します。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報します。

6 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震による災害が発生した直後において、被災した建築物が余震等による倒壊や部材の落下等から発生する二次災害を軽減・防止するため、建築物の被害状況を調査し、その建築物が使用できるか否かを応急的に判断・表示する応急危険度判定を行います。一方、行政としては防災拠点となる施設及び市民の生活上の安全確保を図る施設を重要建築物として位置付け、その利用上の安全確認を、速やかに行います。

また、地震等により宅地が被災した場合、宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、宅地の立ち入り制限に関する被災宅地危険度判定を行います。

(1) 応急危険度判定

- ア 市本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、市まちづくり部に応急危険度判定実施本部、高津区役所に高津区及び宮前区の判定拠点を設置します。
- イ コーディネーター（市職員の行政判定士）の指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行います。
- ウ 必要に応じて、他都市からの応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。

(2) 被災宅地危険度判定

地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害状況を迅速・的確に把握し二次被害の発生を防止・軽減することを目的とし、市本部により体制整備に努めます。

7 防疫・保健衛生

(1) 防疫対策

避難所での感染症の発生を予防するために、居住空間や共用部分の衛生管理、環境整備、標準予防策の実施、感染症サーベイランスの実施等を行います。また、災害時には「診断」による把握が困難なため、感染症症状の動向調査としては、「症状」による症候群サーベイランスを実施します。

ア 感染症のまん延防止

避難所で感染症が疑われる場合は、速やかに、感染症の標準予防策を徹底し、その感染症の状況に応じた感染経路の遮断（飛沫・空気・接触対策等）を行うほか、人員面や物資面での応援や調整を行います。

また、避難所における体調不良者について、情報を収集し感染症の発生状況を確認します。収集した情報をもとに、感染症の発生状況を分析し、必要人員及び必要物資の確保、さらに必要な対策を講じることで、感染症のまん延を防止します。

イ 避難所の防疫指導等

避難所等における感染症のまん延を防止するため、必要に応じて消毒方法の助言やねずみ族昆虫等の駆除指導等を行います。

また、災害時における避難所の居住環境を原因とした災害関連死を防ぐため、保健所の環境衛生監視員等が避難所を巡回し、避難所の衛生管理状況の把握とその改善のための助言を実施します。

(2) 環境・食品衛生対策等

ア 食品衛生

食中毒の発生及び拡大を防止するために、病院や避難所等の衛生指導を実施します。

イ 環境衛生

避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を行います。また、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時には、必要に応じて衛生指導を行います。

ウ 災害用井戸

災害時の生活用水として、井戸の所有者の協力により、災害用井戸を選定しています。所有

者の指示に従い、清潔な容器（ポリタンク等）を持参のうえ、譲り合って利用します。

宮前区内災害用井戸所在地一覧＜資料 19＞

エ 災害時の動物救護

市では平成 23 年 8 月に社団法人（現公益社団法人）川崎市獣医師会と「災害時の動物救援活動に関する協定」を、平成 25 年 9 月に公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会と「災害時における動物救援活動の協働実施に関する協定」を締結し、大規模災害が発生した場合の川崎市が行う動物救援活動への支援、協力体制を構築しています。

また、市では平成 27 年 3 月に飼い主の備えと避難所ペット管理ガイドとして作成した「備えていますか？ペットの災害対策」について啓発します。

避難所においては、原則として動物の同行避難を受け入れるものとし、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整します。

区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施します。また、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保します。

（３）保健衛生対策

ア 保健医療ニーズの把握等

他班からの情報や受電等により、区内の保健医療ニーズを把握するとともに保健医療活動支援チームの派遣が必要な場合、市保健医療調整本部に対して要請を行います。なお、支援チームにより避難所等のスクリーニング等を行い、介入が必要な場合は、支援チームの特性を活かした介入を行います。

イ 精神保健（メンタルケア）対策

配慮を要する人（医療観察法ケースや退院後支援ケースなど）、既に精神疾患や精神障害のある方への継続的医療や支援を確保し、病状の悪化を防ぎます。

また、発災後、避難所や在宅生活において、不眠の継続・抑うつ・飲酒量の増加・既存の精神疾患の悪化等のこころの問題が生じた場合、相談・訪問活動による支援を展開します。

8 ごみ・し尿処理

区本部は、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を市本部に伝達します。

（１）ごみ処理

「普通ごみ」と「粗大ごみ」（通常の粗大ごみについては当分の間中止する）に大別し、市本部環境部生活環境事業所隊により収集等を実施しますが、現有の収集・処理能力での対応が困難となった場合は、一時的な臨時集積所等の設置・管理に関して区民の協力を要請する場合があります。

なお、「資源物」は、普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集します。

（２）し尿処理

し尿の収集・処理体制については、市本部環境部により状況に応じた臨機の対応を図り実施します。また、避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行います。

(3) 災害用トイレ

市本部環境部生活環境事業所隊は、避難所等に備蓄されている災害用トイレの運搬及び設置を行います。避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により、夜間の照明及びし尿収集車の動線を勘案して設置します。

災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、環境部総務班を通じて関係局区へ対応を要請します。

9 消防対策

消防署及び消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害による被害を軽減することに努めます。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生し災害対策本部が設置されたとき、又は、発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、宮前消防署に方面指揮本部を設置し、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署及び消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、震災及び風水害時は次のことを重点に活動します。

ア 震災時（震度5強以上）

同時多発火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、当直職員以外の職員も動員し、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

イ 風水害時

事前の災害危険地域の実態把握と迅速正確な情報収集が重要となり、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

(3) 救急活動

災害により多数の傷病者が発生した場合は、全市的に救助隊の統括運用を行うとともに、高度救助資器材等を有効に活用し、効率的に救助活動を行います。また、初動時の救急活動体制を確立するため、救急医療関係機関への受入れ調整を実施し、医療救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への救急搬送を実施します。

(4) ヘリコプターの活用

市では、消防局航空隊のヘリコプターを活用し、災害情報の収集や災害応急活動に必要な人員及び物資、重症者等の搬送を行うため、ヘリコプターの臨時離着陸場を指定しています。なお、区内には2か所指定されています。

【臨時離発着場】

名 称	所 在 地
東高根自由広場	宮前区神木本町2－553
消防訓練センター	宮前区犬蔵1－10－2

10 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、被害の拡大を防止するため、警備体制を早期に確立し、警察の総

力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の対策を行います。

(1) 警備体制

大規模な災害が発生したときは、警察本部に警察本部長を警備本部長とする警備本部を、各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置します。

(2) 災害応急対策

警察は、市及び防災関係機関等と連携し、次の対策を実施します。

- ア 情報収集・連絡
- イ 救出救助活動
- ウ 広報活動
- エ 避難指示等
- オ 津波対策
- カ 交通対策
- キ 危険物等対策
- ク 防犯対策
- ケ ボランティア等との連携
- コ 広域応援

1.1 ライフライン・鉄道

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続します。電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係機関に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じます。

また、災害により停電が発生した場合は、支障箇所の切り離し等によって停電範囲の拡大防止と早期復旧を図ります。

(2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。ブロック化により、被害甚大な地域のみガスの供給を停止し、二次被害の防止に努めます。

なお、被害軽微な地域にはガスを継続供給します。

また、ガスの製造、供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認後、ガスの製造、供給を再開します。

(3) 上水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害発生のおそれがない範囲において、供給を行います。また、断水地区への応急給水体制を整備します。

(4) 下水道（川崎市上下水道局）

パトロールなどにより被害情報の収集に努め、市民生活に影響がないよう下水道管きょ施設の応急対策等を実施します。

(5) 電話（東日本電信電話株式会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体に異常が波及することを防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置

市本部の要請により指定された広域避難所等に特設公衆電話を設置します。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」の運用

大規模災害の発生時は、電話が輻輳した時の安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」の運用を開始します。

提供はテレビ・ラジオ等で周知を図ります。（<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>）

(6) 災害用伝言板サービス

災害時に携帯電話各社のパケット通信サービスを利用して災害用伝言板に伝言を登録・閲覧できるサービスです。メッセージを、すべての携帯電話会社から素早くスムーズに検索する「全社一括検索」に対応しています。

NTT ドコモ : <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html>

a u (KDDI) : <http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンクモバイル : <http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

Yモバイル : <http://www.ymobile.jp/service/dengon/index.html>

※サービスの詳細については、加入する各携帯各社に確認してください。

(7) 鉄道（東急電鉄株式会社）

地震による災害に際しては、その被害を最小限度に防止するとともに、速やかに被害復旧に当たるため事故・災害対策本部を設置し、輸送の確保に努めます。

区内に敷設されている東急田園都市線は、東急電鉄株式会社が策定する防災計画に基づいて、応急対策を実施します。

東急電鉄株式会社防災計画<資料20>

(8) 路線バス（市営バス、東急バス株式会社）

道路状況を確認し、通常輸送の確保に努めるとともに、必要に応じ、増便や終夜運行等の措置を講じます。また、駅前の混雑解消に向け、職員を派遣するなどの措置を講じます。

(9) 高速道路（中日本高速道路株式会社）

災害が発生した場合には、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手し、円滑な交通確保を図ります。

中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画<資料21>

12 公共施設等

(1) 学校

校長は、「学校防災計画」に基づき、児童・生徒の安全確保に努め避難所等に避難させる等の適切な措置をとります。

また、学校施設等の被災状況を把握し、区本部に報告し、避難所として開設する場合は自主防災組織等と連携して避難者の受入に協力します

(2) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況等を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(3) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を安全な場所に避難誘導するとともに施設の被災状況等を速やかに把握し、二次災害の発生等の予防措置を講じ、区本部に情報提供します。

(4) 緊急輸送道路

道路管理者は管理する道路の被害状況等を把握し、緊急交通路及び緊急輸送道路を優先し通行機能の確保に努めます。

(5) 生活道路

緊急輸送道路以外の道路にあつては、市民及び事業者においても道路管理者（宮前区役所道路公園センター）に対する被害情報等の提供や、瓦礫の撤去などの軽微な作業の実施をお願いします。

1 3 防災関係機関の活動拠点

警察、自衛隊、消防、ライフライン事業者等の防災関係機関による活動には、宿营地や車両置き場、資材置き場等が必要になることから市域を南部、中部、北部の各地域に分け活動拠点を設置します。

(1) 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため配置します。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 2 2 - 6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1 - 1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1 - 1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4 - 2 - 1

(2) 自衛隊の活動拠点

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見 1 - 5 - 1
等々力緑地運動広場	中原区等々力 1 - 1
等々力緑地多目的広場	中原区等々力 1 - 1
県立生田高校	多摩区長沢 3 - 1 7 - 1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区枳形 7 - 1 - 1 0

(3) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため配置します。

なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整えます。

名 称	所 在 地
富士見公園内川崎球場周辺	川崎区富士見 2 - 1
富士見球場	川崎区富士見 2 - 1
等々力催し物広場	中原区等々力 1 - 1

等々力緑地テニスコート	中原区等々力 1－1
等々力球場	中原区等々力 1－1
消防訓練センター	宮前区犬蔵 1－1 0－2
県立生田東高校	多摩区生田 4－3 2－1

(4) 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積場所を古市場多摩川河川敷（幸区）一帯に配置します。なお消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は市立川崎総合科学高校の屋上（幸区小向仲野町 5－1）です。

(5) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点の臨時離着陸場を補完するため、重症患者等の後方搬送拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1－5－1
等々力補助競技場	中原区等々力 1－1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6－1 5－1

(6) 水道事業者の活動拠点

名 称	所 在 地
長沢浄水場	多摩区三田 5－1－1

(7) ライフライン事業者の活動拠点

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺 自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1－1－1
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5－1
会館とどろき	中原区宮内 4－1－2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4－1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 3 4－1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4－2－1

(8) 他都県市等からの応援の活動拠点

医療・応急危険度判定士等の活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1－5－1
川崎競輪場	川崎区富士見 2－1－6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1 7 0 0－7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5－1 4－1
県立麻生高校	麻生区金程 3－4－1

14 災害ボランティア

大規模災害が発生した場合に、「川崎市受援マニュアル」に基づき、全国各地から集結する多数の災害ボランティアの活動等を支援する体制を整備します。

(1) ボランティアへの支援体制

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所での炊出しや物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、専門的な資格、技能、知識などを要する「専門ボランティア（医療ボランティア、消防ボランティア、応急危険度判定ボランティア、外国語通訳ボランティア、介護ボランティア等）」に区別されます。

ア 一般ボランティア

市本部は、ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認められたときは、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）と協議の上、川崎市災害ボランティアセンターを川崎市総合福祉センター内に設置します。また、必要に応じて各区に活動拠点となる「区ボランティアセンター」を設置します。

【区ボランティアセンター設置候補施設】

施設名	住所	電話
宮前市民館	宮前区宮前平2-20-4	044-888-3911

イ 専門ボランティア

専門ボランティアを活用する市本部における各部については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、情報や活動場所を提供します。また、区本部は、効果的な活動ができるよう支援を行います。

(2) 連絡調整会議の開催

区本部は災害ボランティアセンターとの連携協力体制を密にするため、区本部とボランティアセンターの運営者による連絡調整会議を開催し、災害の状況等に応じた柔軟なボランティア活動の総合調整を実施します。

第5章 区民生活の安定

1 被災者の生活支援

(1) 相談窓口

- ア 区本部は、被災した区民の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、問合せ、相談、要望等に対応するため相談窓口を開設します。
- イ 区本部長は、相談窓口を継続して開設し、生活の早期回復のための相談、要望等に対応し、要望の内容、件数、対応状況等のとりまとめを行います。

(2) 罹災証明

ア 罹災証明書の発行手続き

区本部長は、法第2条第1号で定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害について被災者から罹災照明書の交付申請があった場合は、担当部局と連携して遅延なく建物被害認定調査等を実施し、調書（確認できないものについては申請者の立証資料）に基づき、罹災証明書を交付（同法90条の2）します。

イ 証明書発行者

火災に関する被災については、消防署長が証明書を発行します。

その他の災害（震災・風水害等）による被災については、原則、区長が証明書を発行します。

ウ 被災者台帳の作成

区長は、必要に応じ被災者台帳を作成するものとします。（同法90条の3）

(3) 弔慰金等の支給と資金の貸付

- ア 市は、災害により死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた区民に対し、その生活援護のため災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金及び弔慰金、災害遺児等福祉手当や被災者生活再建支援金を支給します。
- イ 市等は、区民又は区内で事業を営む者が、災害により被害を受けた場合に、区民等の生活の立て直しを援護し、市民生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金の貸付や、災害復興住宅資金、災害対策資金の融資や中小企業災害対策資金の融資、農林漁業災害関連融資等の相談を実施します。

(4) 市税の減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施します。

(5) 国民健康保険料等の減免

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険料を免除します。

(6) 後期高齢者医療保険料等の減免

広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、保険料の徴収、減免等の措置を実施します。

(7) 介護保険料等の減免

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施します。

(8) 保育料の減免

災害により不測の支出や著しい所得の減少があり、保育料の納入が困難となった場合、申請により認可保育所の保育料を減免する場合があります。

(9) 国民年金保険料の減免

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除します。（日本年金機構の審査により決定）

川崎市支援・減免制度一覧<資料22>

2 被災者の住宅確保

区本部は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、市本部は応急仮設住宅以外に市営住宅等の空き家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供も行います。

第6章 南海トラフ地震に関連する対策計画

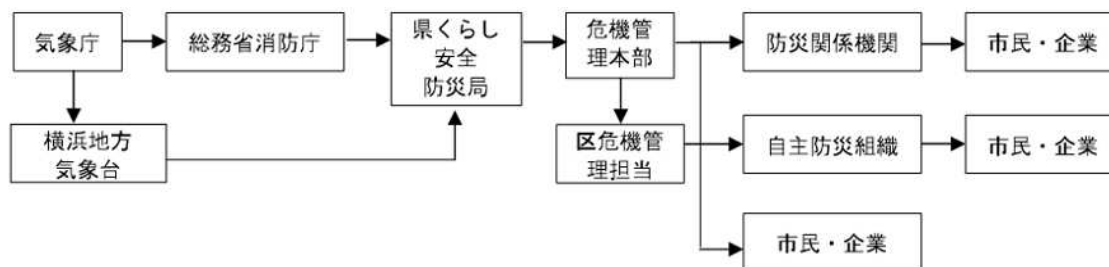
1 南海トラフ地震に係る対応について

市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域ではありませんが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、南海トラフ地震に係る対応を定めています。

2 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で南海トラフ地震の前兆現象の監視を行っています。異常現象が検知され、南海トラフ地震に関連する情報が発表された際には、川崎市災害警戒体制をとります。

また、南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達については、次の伝達系統図によることとします。



3 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、発表された情報の内容に応じて市民や企業は次のような対応を行います。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

巨大地震警戒対応に備え、情報収集に努めます。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時（半割れケース）

(ア) 最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような防災対応を行います（巨大地震警戒対応）。

- a 日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行います。
- b 地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動することを検討します（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）。なお、市による「避難指示」等は原則として行いません。

(イ) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行います（巨大地震注意対応）。

(ロ) 最初の地震発生から2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(ア) 最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化

していた期間と概ね同程度の期間)を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの再確認等しながら通常の生活を行います(巨大地震注意対応)。

- (イ) 最初の地震発生から1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

(2) 広報

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、区が保有する広報手段を活用して区民に正しい情報を提供し、混乱防止に努めるものとします。

ア 区が実施する広報

(ア) 広報内容

- a 南海トラフ地震臨時情報の内容
- b 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- c 地域住民が取るべき措置
- d その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(イ) 広報手段等

広報は、インターネット、防災行政無線、広報車、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達します。

また、外国人等への情報伝達について配慮するものとします。

イ 防災関係機関がとるべき措置

関係機関(電気・ガス・通信・鉄道等)は、区民及び施設利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報の内容、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等の広報を行います。

(3) 区による事前対応

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表された場合、地震の発生に備え、区はおおむね次の事前対応を行います。

ア 食料・飲料水等の調達準備

区は、地震発生の際に円滑に食料・飲料水・生活必需品の調達・供給を行えるよう、対応手順の確認や、関係団体との連絡体制を確立します。

イ 資機材の点検等

発災後に応急対策を円滑に実施できるよう、必要な資機材の点検・整備等を行います。

ウ 区管理施設等の事前対応

区が管理又は運営する施設等において、利用者等の安全確保、施設・設備の点検、設備・備品等の転倒及び落下防止措置、危険物の安全措置、非常電源の確保等必要な対応を行います。

(4) 区民・事業所等の対応

ア 区民等の対応

区民等は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、正確な情報の把握、家具の転倒防止、非常用持ち出し品の確認、避難方法の確認など、一定期間地震に注意した行動をとることを基本とします。

イ 事業所等の対応

事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げるとともに、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とします。

石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、必要に応じ、防火・

消火設備、防災資機材等の点検を実施します。

4 事前対策の推進

区は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応について、職員に対する防災啓発に努めるとともに、区民等に対して、社会的混乱の防止を図るため、南海トラフ臨時情報の内容等について広報の徹底を図ります。

宮前区地域防災計画

(令和 7 年 3 月改訂)

編集発行 宮前区役所危機管理担当

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平 2-20-5

電 話 044-856-3114

F A X 044-856-3280

<mailto:69kikika@city.kawasaki.jp>